

### 三 地租法と第一回土地賃貸価格改訂調査

10 大正6年 地租法の制定

地租法(昭和6年3月法律第二十八号)

#### 第一章 総則

- 第一条 本法施行地ニ在ル土地ニハ本法ニ依リ地租ヲ課ス
- 第二条 左ニ掲グル土地ニハ地租ヲ課セス、但シ有料借地ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
  - 一 國、府県、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共団体ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地
  - 二 府県、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共団体ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノト決定シタル其ノ所有地、但シ其ノ決定ヲ為シタル日ヨリ一年以内ニ公用又ハ公共ノ用ニ供セザルモノヲ除ク
  - 三 府県社地、鄉村社地、招魂社地
  - 四 墳墓地
  - 五 公衆用道路、鉄道用地、軌道用地、運河用地
  - 六 用悪水路、溜池、堤塘、井溝
  - 七 保安林
- 第三条 土地ニハ一筆毎ニ地番ヲ付シ其ノ地目、地積及賃貸価格(無租地及免租年期地ニ付テハ賃貸価格ヲ除ク)ヲ定ム
- 第四条 税務署ニ土地台帳ヲ備ヘ左ノ事項ヲ登録ス

一 土地ノ所在

二 地番

三 地目

四 地積

五 賃貸価格

六 所有者ノ住所及氏名又ハ名称

七 賃権又ハ百年ヨリ長キ存続期間ノ定アル地上権ノ目的タル土地ニ付テハ其ノ賃権者又ハ地上権ノ住所及氏名又ハ名称

本法ニ定ムルモノノ外土地台帳ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 地番ハ市町村、大字、字又ハ之ニ準ズベキ地域ヲ以テ地番区域トシ、其ノ区域毎ニ起番シテ之ヲ定ム

第六条 有租地ノ地目ハ土地ノ種類ニ從ヒ左ノ如ク區別シテ之ヲ定ム

第一類地 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地

第二類地 池沼、山林、牧場、原野、雜種地

無租地ノ地目ハ第二條第三号乃至第七号ノ土地ニ在リテハ各其ノ區別ニ依リ、其ノ他ノ土地ニ在リテハ其ノ現況ニ依リ適當ニ區別シテ之ヲ定ム

第七条 地積ハ左ノ各号ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

一 宅地及鉱泉地ノ地積ハ平方メートルヲ單位トシテ之ヲ定メ、一平方メートルノ百分ノ一未満ノ端數ハ之ヲ切捨

二 宅地及鉱泉地以外ノ土地ノ地積ハアールヲ單位トシテ之ヲ定メ、一アールノ百分ノ一未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ、但シ一筆ノ地積一アールノ百分ノ一未滿ナルモノニ付テハ一アールノ一分ノ一未滿ノ端數ヲ切捨ツ

第八条 地租ノ課税標準ハ土地台帳ニ登録シタル賃貸価格トス

賃貸価格ハ貸主ガ公課、修繕費、其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ之ヲ賃貸スル場合ニ於テ貸主ノ取得スベキ一年分ノ金額ニ依リ之ヲ定ム

第九条 賃貸価格ハ十年毎ニ一般ニ之ヲ改訂ス、第一回ノ改訂ハ昭和十三年ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ改訂ニ關スル事項ハ其ノ都度別ニ之ヲ定ム

土地ノ異動ニ因リ賃貸価格ヲ設定シ又ハ修正スル必要アルトキハ類地ノ賃貸価格ニ比準シ、其ノ土地ノ品位及情況ニ応ジ之ヲ定ム

第十条 地租ノ稅率ハ百分ノ三・八トス

第十一条 地租ハ毎年左ノ納期ニ於テ之ヲ徵收ス

一 宅地租

第一期 其ノ年七月一日ヨリ三十一日限 年額ノ二分ノ一

第二期 翌年一月一日ヨリ三十一日限 年額ノ二分ノ一

二 田租

第一期 翌年一月一日ヨリ三十一日限 年額ノ四分ノ一

第二期 翌年二月一日ヨリ末日限 年額ノ四分ノ一

第三期 翌年三月一日ヨリ三十一日限 年額ノ四分ノ一

第四期 翌年五月一日ヨリ三十一日限 年額ノ四分ノ一

三 其ノ他

第一期 其ノ年九月一日ヨリ三十日限 年額ノ二分ノ一

第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限 年額ノ二分ノ一

特別ノ事情アル地方ニシテ前項ノ納期ニ依リ難キモノニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ納期ヲ定ムルコトヲ得

第十二条 地租ハ納期開始ノ時ニ於テ土地台帳ニ所有者トシテ登録セラレタル者ヨリ之ヲ徵收ス、但シ質權ノ目的タル土地又ハ百年ヨリ長キ存続期間ノ定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ、土地台帳ニ質權者又ハ地上權者トシテ登録セラレタル者ヨリ之ヲ徵收ス

第十三条 土地ノ異動アリタル場合ニ於テハ地番、地目、地積及賃貸價格ハ土地所有者ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ若ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキ又ハ申告ヲ要セザルトキハ稅務署長ノ調査ニ依リ稅務署長之ヲ定ム

第二章 土地ノ異動

第一節 有租地及無租地ノ轉換

第十四条 本法ニ於テ無租地ト稱スルハ地租ヲ課セザル土地（免租年期地、災害免租地及自作農免租地ヲ含マズ）ヲ謂ヒ、有租地トスルハ其ノ他ノ土地ヲ謂フ

第十五条 無租地ガ有租地ト為リタルトキ又ハ有租地ガ無租地ト為リタルトキハ土地所有者ハ三十日內ニ之ヲ稅務署長ニ申告スベシ、但シ有租地ガ無租地ト為リタル場合ニ於テ之ニ關シテ政府ノ許可ヲ受ケ若ハ申告ヲ為シタルモノ又ハ官公署ニ於テ公示シタルモノニ付ハ此ノ限ニ在ラズ

第十六条 新ニ土地台帳ニ登録スベキ土地ヲ生ジタルトキハ當該地番区域内ニ於ケル最終ノ地番ヲ追ヒ順次其ノ地番

ヲ定ム、但シ特別ノ事情アルトキハ適宜ノ地番ヲ定ムルコトヲ得

第十七条 新ニ土地台帳ニ登録スベキ土地ヲ生ジタルトキハ直ニ其ノ地目ヲ設定ス

土地台帳ニ登録セラレタル無租地ガ有租地ト為リ又ハ有租地ガ無租地ト為タルトキハ直ニ其ノ地目ヲ修正ス

第十八条 新ニ土地台帳ニ登録スベキ土地ヲ生ジタルトキハ直ニ之ヲ測量シテ其ノ地積ヲ定ム

土地台帳ニ登録セラレタル無租地ガ有租地ト為リタルトキハ直ニ其ノ地積ヲ改測ス、但シ其ノ地積ニ異動ナシト認ムルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

第十九条 国有財産法第二十一条ノ規定ニ依リ売却又ハ譲与ノ予約ヲ為シタル土地ニシテ開拓ノ事業成功ニ因リ売却又ハ譲与ヲ受ケ有租地ト為リタルモノニ付テハ、土地所有者ノ申請ニ依リ有租地ト為リタル年及其ノ翌年ヨリ二十年ノ開拓減租年期ヲ許可シ、年期中ハ其ノ原地（開拓前ノ土地）相当ノ賃貸価格ニ依リ地租ヲ徴収ス

前項ノ年期限満了スルモ尚地味成熟セザル土地ニ付テハ更二十年内ノ年期限長ヲ許可スルコトヲ得

第二十条 国有財産法第二十一条ノ規定ニ依リ売却又ハ譲与ノ予約ヲ為シタル土地ニシテ埋立（干拓ヲ含ム）ノ事業成功ニ因リ売却又ハ譲与ヲ受ケ有租地ト為リタルモノ、又ハ公有水面埋立法第二十四条若ハ第五十条ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シ有租地ト為リタル土地ニ付テハ、土地所有者ノ申請ニ依リ有租地ト為リタル年及其ノ翌年ヨリ六十年ノ埋立免租年期ヲ許可ス

前項ノ年期限満了スルモ尚地味成熟セザル土地ニ付テハ更二十年内ノ年期限長ヲ許可スルコトヲ得

第二十一条 前二条ノ規定ニ依リ開拓減租年期又ハ埋立免租年期ノ許可ヲ受ケントスル者ハ有租地ト為リタル日ヨリ六十日以内ニ、開拓減租年期又ハ埋立免租年期限長ノ許可ヲ受ケントスル者ハ年期限満了スル年ノ六月三十日迄ニ税務署長ニ申請スベシ

第二十二条 開拓減租年期中ニ於テ地類変換ヲ為シタルトキハ開拓減租年期ハ消滅ス

開拓減租年期中ニ於テ地目変換ヲ為シタルトキハ其ノ地目ヲ修正スルモ其ノ賃貸価格ハ之ヲ修正セズ

埋立免租年期中ニ於テ地目変換、地類変換又ハ開墾ニ該当スル土地ノ異動アルモ地目変換、地類変換又ハ開墾ナキモノト看做ス、此ノ場合ニ於テハ免租年期限満了スル年ニ於テ其ノ地目ヲ修正ス

第二十三条 開拓減租年期地又ハ埋立免租年期地ニ付テハ土地所有者ハ年期限満了スル年ノ六月三十日迄ニ年期限満了申告書ヲ税務署長ニ提出スベシ

第二十四条 無租地ガ有租地ト為リタルトキハ直ニ其ノ賃貸価格ヲ設定ス

開拓減租年期地ニ付テハ有租地ト為リタルトキ直ニ原地相当ノ賃貸価格ヲ設定シ開拓減租年期限満了スル年ニ於テ其ノ賃貸価格ヲ修正ス

埋立免租年期地ニ付テハ其ノ年期限満了スル年ニ於テ其ノ賃貸価格ヲ設定ス

第二十五条 開拓減租年期又ハ埋立免租年期限満了ニ因リ賃貸価格ヲ設定シ又ハ修正スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ地積ヲ改測ス

第二十六条 無租地ガ有租地ト為リタルトキハ賃貸価格ヲ設定（第二十四条第三項ノ設定ヲ含ム）シタル年ノ翌年分ヨリ地租ヲ徴収ス

開拓減租年期限満了ニ因リ賃貸価格ヲ修正シタル土地ニ付テハ其ノ修正ヲ為シタル年ノ翌年分ヨリ修正賃貸価格ニ依リ地租ヲ徴収ス

第二十七条 有租地ガ無租地ト為リタルトキハ其ノ申告ヲ要スルモノニ付テハ申告アリタル後ニ開始スル納期ヨリ、其ノ申告ヲ要セザルモノニ付テハ税務署長ガ其ノ事實ヲ認メタル後ニ開始スル納期ヨリ地租ヲ徴収セズ

第二節 分筆及合筆

第二十八條 本法ニ於テ分筆ト称スルハ一筆ノ土地ヲ數筆ノ土地ト為スヲ謂ヒ、合筆ト称スルハ數筆ノ土地ヲ一筆ノ土地ト為スヲ謂フ

第二十九條 分筆又ハ合筆ヲ為サントスルトキハ土地所有者ハ之ヲ稅務署長ニ申告スベシ

第三十條 一筆ノ土地ノ一部ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ前條ノ申告ナキ場合ニ於テモ稅務署長ハ其ノ土地ヲ分筆ス

一 別地目ト為ルトキ

二 無租地ガ有租地ト為リ又ハ有租地ガ無租地ト為ルトキ

三 所有者ヲ異ニスルトキ

四 質權又ハ百年ヨリ長キ存続期間ノ定アル地上權ノ目的ト為ルトキ

五 地番区域ヲ異ニスルトキ

第三十一條 分筆シタル土地ニ付テハ分筆前ノ地番ニ符号ヲ附シテ各筆ノ地番ヲ定ム

合筆シタル土地ニ付テハ合筆前ノ地番中ノ首位ノモノヲ以テ其ノ地番トス

特別ノ事情アルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ適宜ノ番ヲ定ムルコトヲ得

第三十二條 分筆ヲ為シタルトキハ測量シテ各筆ノ地積ヲ定ム

合筆ヲ為シタルトキハ合筆前ノ各筆ノ地積ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ地積トス

第三十三條 分筆ヲ為シタルトキハ各筆ノ品位及情況ニ応ジ分筆前ノ賃貸價格ヲ配分シテ其ノ賃貸價格

トス

第三節 開墾

第三十四條 本法ニ於テ開墾ト称スルハ第二類地ヲ第一類地ト為スヲ謂フ

第三十五條 開墾成功シタルトキハ土地所有者ハ三十日以内ニ之ヲ稅務署長ニ申告スベシ

第三十六條 開墾ニ着手シタル土地ニ付テハ土地所有者ノ申請ニ依リ開墾着手ノ年及其ノ翌年ヨリ二十年ノ開墾減租年期ヲ許可シ、年期中ハ原地(開墾前ノ土地)相当ノ賃貸價格ニ依リ地租ヲ徴収ス、但シ地類交換ヲ為シタル後五年内ニ開墾ニ着手シタル土地ニ付テハ之ヲ許可セズ

二十年内ニ成功シ能ハザル開墾地ニ付テハ前項ノ年期ハ開墾着手ノ年及其ノ翌年ヨリ四十年トス

前項ノ年期満了スルモ尚地味成熟セザル土地ニ付テハ更二十年内ノ年期延長ヲ許可スルコトヲ得

宅地又ハ鉱泉地ト為ス開墾地ニ付テハ其ノ情況ニ依リ稅務署長ハ開墾減租年期ヲ短縮スルコトヲ得

第三十七條 前條ノ規定ニ依リ開墾減租年期ノ許可ヲ受ケントスル者ハ開墾着手ノ日ヨリ三十日以内、開墾減租年期延長ノ許可ヲ受ケントスル者ハ年期ノ満了スル年ノ六月三十日迄ニ稅務署長ニ申請スベシ

第三十八條 開墾減租年期中ニ於テ開墾成功シタルトキ又ハ其ノ成功地ニ付地目交換ヲ為シタルトキハ其ノ地目ヲ修正スルモ其ノ賃貸價格ハ之ヲ修正セズ

開墾減租年期中ニ於テ其ノ原地ニ付地目交換ヲ為シタルトキ又ハ其ノ成功地ニ付地類交換ヲ為シタルトキハ開墾減租年期ハ消滅ス

第三十九條 開墾減租年期地ニ付テハ土地所有者ハ年期ノ満了スル年ノ六月三十日迄三年期満了申告書ヲ稅務署長ニ提出スベシ

第四十條 開墾成功シタルトキハ(開墾減租年期中ナルト否トヲ問ハズ)直ニ其ノ地目ヲ修正ス

第四十一条 開墾成功シタルトキハ開墾減租年期地ヲ除クノ外直ニ其ノ賃貸価格ヲ修正ス

開墾減租年期地ニ付テハ其ノ年期ノ滿了スル年ニ於テ其ノ賃貸価格ヲ修正ス、但シ年期滿了スルモ尚開墾成功セザル土地ニ付テハ開墾成功シタルトキ直ニ其ノ賃貸価格ヲ修正ス

第四十二条 開墾ニ因リ賃貸価格ヲ修正スル場合ニ於テハ其ノ地積ヲ改測ス、但シ其ノ地積ニ異動ナシト認ムルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

第四十三条 開墾ニ因リ地目又ハ賃貸価格ヲ修正シタル土地ニ付テハ其ノ修正ヲ為シタル年ノ翌年分ヨリ修正地目又ハ修正賃貸価格ニ依リ地租ヲ徴収ス

#### 第四節 地目変換及地類変換

第四十四条 本法ニ於テ地目変換ト称スルハ第一類地中又ハ第二類地中ノ各地目ヲ変更スルヲ謂ヒ、地類変換ト称スルハ第一類地ヲ第二類地ト為スヲ謂フ

第四十五条 地目変換又ハ地類変換ヲ為シタルトキハ土地所有者ハ三十日内ニ之ヲ稅務署長ニ申告スベシ

第四十六条 二十年内ニ成功シ能ハザル地目變換地ニ付テハ土地所有者ノ申請ニ依リ地目變換着手ノ年及其ノ翌年ヨリ四十年ノ地目變換減租年期ヲ許可シ、年期中ハ原地（變換前ノ土地）相当ノ賃貸価格ニ依リ地租ヲ徴収ス

前項ノ年期滿了スルモ尚地味成熟セザル土地ニ付テハ十年内ノ年期延長ヲ許可スルコトヲ得

宅地又ハ鉱泉地ニ變換スル土地ニ付テハ其ノ情況ニ依リ稅務署長ハ地目變換減租年期ヲ短縮スルコトヲ得

第四十七条 前条ノ規定ニ依リ地目變換減租年期ノ許可ヲ受ケントスル者ハ地目變換着手ノ日ヨリ三十日内ニ、地目變換減租年期延長ノ許可ヲ受ケントスル者ハ年期ノ滿了スル年ノ六月三十日迄ニ稅務署長ニ申請スベシ

第四十八条 地目變換減租年期中ニ於テ其ノ原地又ハ變換地ニ付地目變換ヲ為シタルトキハ其ノ地目ヲ修正スルモ其

ノ賃貸価格ハ之ヲ修正セズ

地目變換減租年期中ニ於テ地類變換ヲ為シタルトキハ地目變換減租年期ハ消滅ス

第四十九条 地目變換減租年期地ニ付テハ土地所有者ハ年期ノ滿了スル年ノ六月三十日迄ニ年期滿了ノ申告書ヲ稅務署長ニ提出スベシ

第五十条 地目變換又ハ地類變換ヲ為シタルトキハ（地目變換減租年期中ナルト否ト問ハズ）直ニ其ノ地目ヲ修正ス

第五十一条 地目變換又ハ地類變換ヲ為シタルトキハ地目變換減租年期地ヲ除クノ外直ニ其ノ賃貸価格ヲ修正ス

地目變換減租年期地ニ付テハ其ノ年期ノ滿了スル年ニ於テ其ノ賃貸価格ヲ修正ス、但シ年期滿了スルモ尚地目變換セザル土地ニ付テハ地目變換シタルトキ直ニ其ノ賃貸価格ヲ修正ス

第五十二条 地目變換又ハ地類變換ニ因リ賃貸価格ヲ修正スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ地積ヲ改測ス

第五十三条 地目變換又ハ地類變換ニ因リ地目又ハ賃貸価格ヲ修正シタル土地ニ付テハ其ノ修正ヲ為シタル年ノ翌年分ヨリ修正地目又ハ修正賃貸価格ニ依リ地租ヲ徴収ス

#### 第五節 荒地免租

第五十四条 本法ニ於テ荒地ト称スルハ災害ニ因リ地形ヲ變ジ又ハ作土ヲ損傷シタル土地ヲ謂フ

第五十五条 荒地ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ荒地ト為リタル年及其ノ翌年ヨリ十五年内ノ荒地免租年期ヲ許可ス

前項ノ年期滿了スルモ尚荒地ノ形状ヲ存スルモノニ付テハ更ニ二十五年内ノ年期延長ヲ許可スルコトヲ得

海、湖又ハ河川ノ狀況ト為リタル荒地ニ付テハ前項ノ延長年期ハ二十年内トス、其ノ年期滿了スルモ尚海、湖又ハ

河川ノ狀況ニ在ルモノハ本法ノ適用ニ付テハ海、湖又ハ河川ト為リタルモノト看做ス

第五十六条 前条ノ規定ニ依リ荒地免租年期ノ許可ヲ受ケントスル者ハ稅務署長ニ申請スベシ

荒地免租年期延長ノ許可ヲ受ケントスル者ハ年期ノ滿了スル年ノ六月三十日迄ニ稅務署長ニ申請スベシ

第五十七条 荒地免租年期地ニ付テハ免租年期許可ノ申請アリタル後ニ開始スル納期ヨリ地租ヲ徴收セズ

第五十八条 荒地免租年期中ノ土地ガ再び荒地ト為リ免租年期ノ許可ヲ受ケタルトキハ前ノ年期ハ消滅ス

第五十九条 開拓減租年期、埋立免租年期、開墾減租年期又ハ地目交換減租年期中ノ土地ニ付荒地免租年期ヲ許可シタルトキハ、其ノ許可ヲ為シタル年ヨリ荒地免租年期滿了ニ至ル迄ハ開拓減租年期、埋立免租年期、開墾減租年期又ハ地目交換減租年期ハ其ノ進行ヲ止ム

前項ノ規定ハ他ノ法律ニ依リ一定ノ期間地租ノ全部又ハ一部ヲ免除シタル土地ニ付荒地免租年期ヲ許可シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十条 荒地免租年期中ニ於テ地目交換、地類交換又ハ開墾ニ該當スル土地ノ異動アルモ地目交換、地類交換又ハ開墾ナキモノト看做ス、此ノ場合ニ於テハ免租年期ノ滿了スル年ニ於テ其ノ地目ヲ修正ス

第六十一条 荒地免租年期地ニ付テハ納稅義務者ハ年期ノ滿了スル年ノ六月三十日迄ニ二期滿了申告書ヲ稅務署長ニ提出スベシ

第六十二条 荒地免租年期地ニ付テハ其ノ年期ノ滿了スル年ニ於テ其ノ貸賃價格ヲ設定ス

第六十三条 荒地免租年期ノ滿了ニ因リ貸賃價格ヲ設定スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ地積ヲ改測ス

第六十四条 荒地免租年期ノ滿了ニ因リ貸賃價格ヲ設定シタル土地ニ付テハ其ノ設定ヲ為シタル年ノ翌年分ヨリ地租ヲ徴收ス

### 第三章 災害免租地

第六十五条 北海道又ハ府県ノ全部又ハ一部ニ亙ル災害又ハ天候不順ニ因リ收穫皆無ニ帰シタル田畑ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ年分地租ハ之ヲ免除ス

第六十六条 地目交換若ハ開墾成功ノ申告アリタル土地又ハ耕地整理工事完了シ賃賃價格配賦ノ申出アリタル土地ニシテ未ダ土地台帳ヲ更正セザルモノニ付テハ、其ノ成功地目ガ田畑ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ規定ヲ準用ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受ケントスル者ハ被害現狀ノ存スル間ニ於テ其ノ事實ヲ明ニシテ稅務署長ニ申請スベシ

第六十八条 前条ノ申請アリタルトキハ被害ノ調査中其ノ年分地租ノ徴收ヲ猶予スルコトヲ得

第六十九条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ免除シタル地租ハ法律上總テノ納稅資格中ヨリ之ヲ控除セズ

### 第四章 自作農地免租

第七十条 田畑地租ノ納期開始ノ時ニ於テ納稅義務者（法人ヲ除ク）ノ住所都市町村及隣接市町村内ニ於ケル田畑賃貸價格ノ合計金額ガ其ノ同居家族ノ分ト合算シ二百円未満ナルトキハ、納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ田畑ノ當該納期分地租ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除ス、但シ小作ニ付シタル田畑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

民法施行前ヨリ引続キ存スル永小作權ニ付其ノ設定ノ当時旧來ノ慣行ニ依リテ小作料支払ノ外、當該田畑ノ地租ノ全額ヲ永小作權者ニ於テ負担スルコトヲ約シタル田畑ニ關シテハ、命令ノ定ムル所ニ依リ永小作權者ヲ所有者ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

第七十一条 前条ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受ケントスル者ハ毎年三月中ニ住所都市町村ヲ經由シ稅務署長ニ申請ス

ベシ

前項ノ申請期間經過後新二前条ノ規定ニ該当スルニ至リタル田畑ニ付テハ次ノ納期開始前ニ於テ前項ノ申請ヲ為ス  
コトヲ得

#### 第五章 地租徴収

第七十二条 税務署長ハ土地ノ異動其ノ他地租徴収ニ関シ必要ト認ムル事項ヲ市町村ニ通知スベシ  
第七十三条 地租ハ各納税義務者ニ付同一市町村内ニ於ケル同一地目ノ賃貸価格ノ合計金額ニ依リ算出シ之ヲ徴収ス  
但シ賃貸価格ノ合計金額ガ一円ニ滿タザルトキハ地租ヲ徴収セス

田、畑、宅地以外ノ土地ハ之ヲ同一地目ノ土地ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

第七十四条 市町村ハ地租ノ納期毎ニ其ノ納期開始前十五日迄ニ賃貸価格及地租ノ総額並ニ其ノ各納期ニ於ケル納額  
ヲ税務署長ニ報告スベシ、但シ前報告後異動ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告後納期開始迄ニ報告事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ直ニ其ノ異動額ヲ税務署長ニ報告スベシ

第七十五条 市町村ハ第七十条ノ規定ニ依リ地租ヲ免除スル田畑ノ賃貸価格ノ総額ヲ前条ノ例ニ準ジ税務署長ニ報告  
スベシ

第七十六条 大蔵大臣ハ税務署長又ハ其ノ代理官ヲシテ隨時市町村ニ於ケル国税徴収ニ関スル事務ヲ監督セシムベシ

#### 第六章 雑則

第七十七条 他ノ法律ニ依リ一定ノ期間地租ヲ免除シタル土地ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外第五十七条及  
第六十条乃至第六十四条ノ規定ヲ準用ス

第七十八条 税務署長土地ノ異動ニ因リ地番、地目、地積又ハ賃貸価格ヲ土地台帳ニ登録シタルトキ又ハ登録ヲ変更

シタルトキハ土地所有者及納税義務者ニ通知スベシ

第七十九条 納税義務者其ノ土地所在ノ市町村内ニ現住セザルトキハ地租ニ関スル事項ヲ処理セシムル為、其ノ市町  
村内ニ現住スル者ニ就キ納税管理人ヲ定メ当該市町村長ニ申告スベシ

第八十条 土地所有者ニ変更アリタル場合ニ於テハ旧所有者ガ為スベカリシ申告ハ所有者ノ変更アリタル日ヨリ三十  
日内ニ新所有者ヨリ之ヲ為スベシ

第八十一条 本法ニ依リ土地所有者ヨリ為スベキ申告又ハ申請ハ、質権ノ目的タル土地又ハ百年ヨリ長キ存続期間ノ  
定アル地上権ノ目的タル土地ニ付テハ土地台帳ニ登録セラレタル質権者又ハ地上権者ヨリ之ヲ為スコトヲ得

第八十二条 本法ニ依リ申告ヲ為スベキ義務ヲ有スル者其ノ申告ヲ為サザルトキハ五十円以下ノ過料ニ処ス  
非訴事件手続法第二百六条乃至第二百八条ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第八十三条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ地租ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル税金ノ五倍ニ相当スル罰金又ハ科料  
ニ処シ直ニ其ノ地租ヲ徴収ス、但シ自首シタル者又ハ税務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第  
二項、第六十三条及第六十六条ノ例ヲ用ヒズ

第八十四条 本法ニ依リ申告ヲ為スベキ義務ヲ有スル者其ノ申告ヲ為サズ仍テ地租ニ不足額アルトキハ直ニ之ヲ徴収  
ス

第八十五条 前二条ノ規定ニ依リ地租ヲ徴収スル場合ニ於テハ第七十三条ノ規定ニ拘ラズ当該土地一筆毎ニ其ノ地租  
ヲ算出ス

第八十六条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ土地ノ検査ヲ為シ又ハ土地ノ所有者、質権者、地上権者其ノ他利害關係人ニ

対シ必要ナル事項ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ土地ノ検査ヲ拒ミ又ハ之ヲ妨グタル者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

第八十七條 市制第六條又ハ第八十二條第三項ノ市ニ於テハ本法中市ニ關スル規定ハ区ニ、市長ニ關スル規定ハ區長ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第八十八條 本法ハ國有地ニ之ヲ適用セズ

第八十九條 府県、市町村、其ノ他ノ公共団体ハ第二條ノ規定ニ依リ地租ヲ課セザル土地ニ租税其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ズ、但シ所有者以外ノ者同條第一号又ハ第二号ノ土地ヲ使用収益スル場合ニ於テ其ノ土地ニ付使用者ニ租税其ノ他ノ公課ヲ課スルハ此ノ限ニ在ラズ

#### 附則

第九十條 本法ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ昭和六年分地租ニ限り第十條ノ規定中百分ノ三・八トアルハ百分ノ四、第十一條ノ規定中宅地租第一期其ノ年七月一日ヨリ三十一日限トアルハ其ノ年十一月一日ヨリ三十日限、其ノ他第一期其ノ年九月一日ヨリ三十日限トアルハ翌年一月一日ヨリ三十一日限、其ノ他第二期其ノ年十一月一日ヨリ三十日限トアルハ翌年三月一日ヨリ三十一日限、第七十一條第一項ノ規定中三月中トアルハ十二月中トス

第九十一條 左ノ法律ハ之ヲ廢止ス、但シ昭和五年分以前ノ地租ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

#### 地租条例

#### 災害地租免除法

#### 宅地地価修正法

明治七年第百二十号布告地所名称區別

明治三十四年法律第三十号

明治三十四年法律第三十一号

明治三十七年法律第十二号

明治三十七年法律第十六号

大正十五年法律第四十七号

第九十二條 土地賃貸価格調査法ニ依リ賃貸価格ノ調査ヲ為シタル土地ニ付テハ同法ニ依リ調査シタル賃貸価格ヲ以テ本法施行ノ際ニ於ケル賃貸価格トス、但シ其ノ賃貸価格ニ依リ算出シタル本法ノ地租額ガ従前ノ地価ニ依リ算出シタル旧法ノ地租額ノ三倍八割ヲ超ユル土地ニ在リテハ旧法ノ地租額ノ三倍八割ニ相当スル金額ヲ百分ノ三・八ヲ以テ除シタル金額ヲ以テ其ノ賃貸価格トス

第九十三條 大正十五年四月一日後本法施行前ニ於テ地価ヲ設定シ又ハ修正シタル土地（免租年期又ハ低價年期ノ満了ニ因リ原地価ニ復シタルモノヲ含ム）ニ付テハ第九條第三項ノ例ニ準ジ其ノ賃貸価格ヲ定ム

大正十五年四月一日後本法施行前ニ於テ分筆又ハ合筆ヲ為シタル土地ニ付テハ第三十三條ノ例ニ準ジ前條ノ賃貸價格ヲ配分又ハ合算シテ其ノ賃貸價格ヲ定ム

第九十四條 旧法ニ依リ低價年期ノ許可ヲ受ケタル土地ニシテ本法施行ノ際未ダ原地価ニ復セザルモノニ付テハ第九條第三項ノ例ニ準ジ其ノ賃貸價格ヲ定ム

第九十五條 前三條ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ定メタル土地ニ付テハ昭和六年分ヨリ本法ニ依リ地租ヲ徴收ス



第九十六條 本法施行前ニ於ケル土地ノ異動中本法施行ノ際未ダ旧法ニ依リ地価ノ設定又ハ修正其ノ他ノ処分ヲ為サザルモノニシテ、本法中之ニ相当スル規定アルモノニ關シテハ本法ヲ適用ス、但シ第九十一條但書ノ規定ノ適用ヲ妨グズ

第九十七條 旧法ニ依ル届出又ハ申請ニシテ本法中之ニ相当スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依ル申告又ハ申請ト看做ス

第九十八條 旧法ニ依リ開墾ノ届出アリタル土地ニシテ本法施行ノ際開墾着手後未ダ二十年ヲ経過セザルモノハ第三十六條第一項ノ規定ニ依リ開墾減租年率ヲ許可セラレタルモノト看做ス、但シ地類変換ヲ為シタル後五年内ニ開墾ヲ為シタル土地ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九十九條 旧法ニ依リ免租年率、減下年率又ハ地価据置年率ノ許可ヲ受ケタル土地ニシテ、本法施行ノ際未ダ其ノ年率ノ満了セザルモノハ左ノ区分ニ從ヒ本法ニ依リ免租年率又ハ減租年率ヲ許可セラレタルモノト看做ス

一 地租條例第十六條第三項ノ減下年率ハ第三十六條第二項ノ開墾減租年率トス

二 地租條例第十六條第四項ノ減下年率ハ第十九條第一項ノ開墾減租年率トス

三 地租條例第十六條第五項ノ新開免租年率ハ第二十二條第一項ノ埋立免租年率トス

四 地租條例第十六條第六項ノ地価据置年率ハ第四十六條第一項ノ地目交換減租年率トス

五 明治三十四年法律第三十号ノ年率延長ハ前各号ノ例ニ準ジ第十九條第二項、第二十條第二項、第三十六條第三項又ハ第四十六條第二項ノ年率延長トス

六 地租條例第二十條ノ荒地免租年率ハ第五十五條第一項ノ荒地免租年率トス

七 地租條例第二十三條又ハ第二十四條ノ免租繼年率ハ荒地ノ種類ニ從ヒ第五十五條第二項又ハ第三項ノ年率延長トス

トス

前項ノ年率ハ旧法ニ依リ許可セラレタル年率ノ殘年期間ノ経過スル年ノ翌年ニ於テ満了ス

第百條 地積ハ第七條ノ規定ニ拘ラズ当分ノ内左ノ各号ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

一 宅地及鉱泉地ノ地積ハ六尺平方ラ坪、坪ノ十分ノ一ヲ合、合ノ十分ノ一ヲ勾トシテ之ヲ定メ、勾未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

二 宅地及鉱泉地以外ノ土地ノ地積ハ六尺平方ラ歩、三十歩ヲ畝、十畝ヲ段、十段ヲ町トシテ之ヲ定メ、歩未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ、但シ一筆ノ地積一步未滿ナルモノニ付テハ歩ノ十分ノ一ヲ合、合ノ十分ノ一ヲ勾トシテ之ヲ定メ、勾未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第百一條 旧法ノ土地台帳ハ之ヲ本法ノ土地台帳ト看做ス

第百二條 小笠原島及伊豆七島ノ地租ニ付テハ当分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

〔法令全書〕

## 11 昭和11年 土地賃貸價格改訂法の制定

土地賃貸價格改訂法（昭和11年5月法律第三十六号）

第一條 政府ハ地租法第九條第一項ノ規定ニ依リ昭和十三年一月一日ニ於テ土地ノ賃貸價格ヲ改訂シ昭和十三年分ヨリ改訂賃貸價格ニ依リ地租ヲ徴収ス

第二條 改訂賃貸價格ハ各地目毎ニ昭和十一年四月一日ニ於テ土地ノ情況類似スル区域内ニ於ケル標準ト為ルベキトス

地ノ賃貸價格(標準賃貸價格)ニ依ル

前項ニ定ムルモノノ外賃貸價格ノ算定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 昭和十一年四月一日後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ賃貸價格ヲ設定シ又ハ修正シタル土地ノ改訂賃貸價格ハ、地租法第九條第三項ノ例ニ準ジ之ヲ定ム

昭和十一年四月一日後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ分筆又ハ合筆ヲ為シタル土地ノ改訂賃貸價格ハ、其ノ分筆又ハ合筆前ノ土地ニ付前條ノ規定ニ依リ定メラルベキ賃貸價格ヲ、地租法第三十三條ノ例ニ準シ配分又ハ合算シテ之ヲ定ム

第四條 改訂賃貸價格ニ依ル各土地ノ地租額カ従前ノ賃貸價格ニ依ル地租額ノ四倍ヲ超ユルトキハ其ノ四倍ヲ超ユル金額ニ相当スル地租ハ昭和十五年分迄之ヲ免除ス

第五條 第二條第一項ノ区域及標準賃貸價格ハ賃貸價格調査委員會ノ議ニ付シ政府ニ於テ之ヲ定ム

第六條 稅務署長ハ第二條第一項ノ区域及標準賃貸價格ノ調査書ヲ作成シ之ヲ賃貸價格調査委員會ニ提出スベシ

第七條 各稅務署所轄内ニ賃貸價格調査委員會ヲ置ク、但シ稅務署所轄内ニ在ル市ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ賃貸價格調査委員會ヲ置クコトヲ得

第八條 賃貸價格調査委員會ハ之ヲ置クベキ区域内ノ各市町村ニ於テ地租納稅義務者ノ選舉シタル調査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

各市町村ニ於テ選舉スヘキ調査委員ノ數ハ市ニ在リテハ十人、町村ニ在リテハ一人トス、但シ市町村ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

第九條 選舉期日前十五日ノ現在ニ於テ地租名寄帳ニ納稅義務者トシテ記載セラレタル個人(地租法第七十條又ハ第

七十三條第一項但書ノ規定ニ依リ地租ヲ免除セラルル者又ハ地租ヲ徴收セラレザル者ヲ含ム)ハ、当該市町村内ニ於テ調査委員ヲ選舉シ又ハ調査委員ニ選舉セラルルコトヲ得、但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 無能力者

二 破産者ニシテ復権ヲ得ザルモノ

三 國稅滯納処分ヲ受ケタル後一年ヲ経ザル者

四 六年ノ懲役若ハ禁固以上ノ刑ニ処セラレ又ハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者

五 六年未滿ノ懲役又ハ禁固ノ刑ニ処セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄

ノモノ

六 地租法第八十三條又ハ第八十六條第二項ノ規定ニ依リ処罰セラレタル後五年ヲ経ザル者

法人ニシテ地租ノ納稅義務ヲ有スル者ハ前項ノ規定ニ準シ調査委員ヲ選舉スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ選舉ニ關スル代表者ヲ定メ当該市町村長ニ申告スベシ

第一項各号ノ一ニ該当スル者ハ前項ノ規定ニ依ル法人ノ代表者タルコトヲ得ズ

第十條 投票及開票ニ關スル事務ハ市町村長之ヲ担任シ、其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ハ稅務署長之ヲ担任ス

第十一條 稅務署長ハ調査委員ノ選舉期日ヲ定メ之ヲ市町村長ニ通知スベシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選舉期日七日前ニ之ヲ公示スベシ

前項ノ公示ニハ投票及開票ノ日時及場所ヲ記載スベシ

第十二條 調査委員ノ選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選挙人ハ選挙ノ当日投票時間内ニ自ラ投票所ニ到リ被選挙人一人ノ氏名ヲ投票用紙ニ記載シテ投票スベシ  
投票用紙ハ選挙ノ当日投票所ニ於テ之ヲ選挙人ニ交付スベシ

第十三条 市町村長ハ当該市町村内ニ於テ選挙資格ヲ有スル者ノ内ヨリ二人ノ立会人ヲ選任シ投票及開票ニ立会ハシムベシ

立会人ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手当ヲ支給ス

第十四条 投票ノ効力ハ立会人ノ意見ヲ聴キ市町村長之ヲ決定スベシ

第十五条 市町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ左ノ事項ヲ税務署長ニ通知スベシ

一 投票人及投票ノ数並ニ有効投票及無効投票ノ数

二 投票ヲ無効ト決定シタル事由

三 被選挙人ノ住所、氏名、生年月日及其ノ得票数

第十六条 税務署長前条ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ当選人ヲ決定スベシ

第十七条 投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ当選人トス、得票数同ジキトキハ年齢多キ者ヲ取り、年齢モ亦同ジキトキハ

税務署長抽籤シテ之ヲ定ム

第十八条 税務署長当選人ヲ決定シタルトキハ其ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ当選人及市町村長ニ通知スベシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ当選人ノ氏名ヲ公示スベシ

第十九条 調査委員ニ当選シタル者ハ正当ノ事由ナクシテ之ヲ辞スルコトヲ得ズ

第二十条 調査委員第九条第一項各号ノ一二該当スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第二十一条 調査委員ニ欠員ヲ生ジタルトキハ当選人ト為ラザリシ者ノ中得票数多キ者ヨリ順次之ヲ補充ス、其ノ得

票数同ジキトキハ第十七条ノ規定ヲ準用ス

第十八条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二条 調査委員ノ選挙ニ於テ当選人ノ数ガ定数ニ達セザルトキハ又ハ調査委員ニ欠員ヲ生ジ前条ノ規定ニ依リ補充スベキ者ナキトキハ補充選挙ヲ行フ、但シ賃貸価格調査委員会開会后欠員ヲ生ジタル場合ニ於テハ之ヲ行ハザルコトヲ得

第二十三条 賃貸価格調査委員会ハ税務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク、其ノ開会日数ハ三十日以内トス

第二十四条 賃貸価格調査委員会ハ開会ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ会長ヲ選挙スベシ

会長事故アルトキハ出席シタル調査委員中ノ年齢多キ者会長ノ職務ヲ代理ス

第二十五条 賃貸価格調査委員会ハ定員ノ過半数ニ当ル委員出席スルニ非ザレバ決議スルコトヲ得ズ

議事ハ出席員ノ多数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第二十六条 賃貸価格調査委員会ノ決議ハ会長之ヲ税務署長ニ通知スベシ

第二十七条 昭和十二年九月三十日迄ニ賃貸価格調査委員会成立セザルトキハ税務署長ニ於テ第二条第一項ノ区域及

標準賃貸価格ヲ定ム

賃貸価格調査委員会開会ノ日ヨリ第二十三条ノ期間内又ハ昭和十二年九月三十日迄ニ決議終了セザルトキハ、税務

署長ニ於テ第二条第一項ノ区域及標準賃貸価格ヲ定ム

第二十八条 税務署長ハ賃貸価格調査委員会ノ決議ヲ不当ト認ムルトキハ十日以内ノ期間ヲ定メ再議ニ付ス、仍其ノ

決議ヲ不当ト認ムルトキハ又ハ再議期間内ニ決議終了セザルトキハ税務署長ニ於テ第二条第一項ノ区域及標準賃貸価格ヲ定ム

第二十九条 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ賃貸價格調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得  
第三十条 調査委員ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手当及旅費ヲ支給ス

第三十一条 第二条第一項ノ区域及標準賃貸價格ヲ定メタルトキハ稅務署長ハ之ヲ市町村長ニ通知スベシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ二十日間關係者ノ縦覧ニ供スベシ、縦覧期間ハ予メ之ヲ公示スベシ

第三十二条 自己ノ納稅義務ヲ有スル土地ニ適用セラルベキ標準賃貸價格ニ關シテ異議アル者ハ前条ノ縦覧期間満了ノ日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ、稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

前項ノ申立アリタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徴收ヲ猶予セズ

第三十三条 前条第一項ノ申立アリタルトキハ稅務監督局長ハ之ヲ審査決定シ異議申立人ニ通知スベシ

第三十四条 前条ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴訟ヲ為シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三十五条 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ土地ノ所有者、質権者、地上権者其ノ他利害關係人ニ對シ賃貸價格ノ調査上

必要ナル事項ヲ質問スルコトヲ得

第三十六条 賃貸價格ノ調査又ハ決議ニ從事シタル者ハ其ノ調査又ハ決議ニ關シ知リタル秘密ヲ正当ノ事由ナクシテ

他ニ漏洩スルコトヲ得ズ

第三十七条 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同処理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、

其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

市制第六条又ハ第八十二条第三項ノ市ニ於テハ本法中市ニ關スル規定ハ区ニ、市長ニ關スル規定ハ区长ニ之ヲ適用

ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ

準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

地租法第七十一条第一項ニ規定スル申請期間ハ昭和十三年分地租ニ限り命令ヲ以テ之ヲ変更スルコトヲ得

(三)法令全書

## 12 昭和11年 全国局長會議配布資料

### (1) 土地賃貸價格改訂要綱

#### 土地賃貸價格改訂要綱

大蔵省(主税)

一 土地ノ賃貸價格ヲ調査シ地租法第九条第一項ノ規定ニ依ル賃貸價格ノ改訂ヲ行フコト

二 賃貸價格ノ調査ハ昭和十一年四月一日現在ノ有租地ニ付之ヲ行フコト

三 土地ノ賃貸價格ハ各地目毎ニ土地ノ情況類似スル区域内ノ標準賃貸價格ニ依ルコト

四 標準賃貸價格ハ前項ノ区域内ニ於ケル標準ナルベキ土地ニ付、貸主ガ公課修繕費其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負担スル条件ヲ以テ之ヲ賃貸スル場合ニ於テ、貸主ノ取得スベキ一年分ノ金額ニ依リ之ヲ評定スルコト

五 賃貸價格ノ算定ハ田畑及塩田ニ付テハ昭和十年以前五ヶ年間ノ異收賃貸料ノ平均、其ノ他ノ土地ニ付テハ昭和十一年四月一日現在ノ賃貸料ヲ基礎トスルコト

六 物納ニ係ル賃貸料ヲ換算スベキ米穀其ノ他ノ物価ハ昭和十年以前五ヶ年間ノ平均價格(庭渡價格)ヲ基礎トシテ

之ヲ算定スルコト

七 適用区域及標準貸賃価格ハ貸賃価格調査委員会ノ議ニ付シ之ヲ定ムルコト

八 貸賃価格調査委員会ハ各稅務署所轄内ニ之ヲ設クルコト、但シ稅務署所轄内ニ在ル市ニ付テハ貸賃価格調査委員  
会ヲ特設スルヲ得ルコト

九 貸賃価格調査委員会ハ之ヲ置クベキ区域内ノ各市町村ニ於テ地租納稅義務者ノ選挙シタル調査委員ヲ以テ組織ス  
ルコト

調査委員ノ定數ハ市ニ在リテハ十人、町村ニ在リテハ一人トスルコト、但シ市町村ノ情况ニ依リ之ヲ増減スルヲ得  
ルコト

一〇 昭和十二年九月三十日迄ニ貸賃価格調査委員会成立セザルトキ又ハ昭和十二年九月三十日迄ニ決議終了セザル  
トキハ、政府ニ於テ適用区域及標準貸賃価格ヲ定ムルコト

一一 調査委員選挙、調査委員会ノ手續及決定貸賃価格ノ公示、異議申立等ニ關スル事項ハ大体昭和二年土地賃賃  
格調査委員会法ノ例ニ準ズルコト

一二 昭和十一年四月一日後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ土地ノ異動ニ因リ賃賃価格ヲ設定又ハ修正シタ  
タル土地ニ付テハ、類地ノ調査賃賃価格ニ比準シテ賃賃価格ノ改訂ヲ行フコト

一三 賃賃価格改訂ノ結果其ノ土地ニ対スル地租ガ四倍ヲ超ユルモノニ在リテハ三ヶ年間其ノ超過額ヲ免除スルコト

(2) 昭和十一年一月一日現在有租地表 全国

昭和十一年一月一日現在有租地表

地目	地積	賃賃価格	地租	筆数
田	一、九九六、〇九三、七〇	八一六、二七六、六八三	三一、〇一八、五一四	五一、六三四、二六八
畑	二、八八七、一五三、六九	二〇八、九九五、六一五	七、九四一、八二四	四二、五一七、九六八
宅地	四六三、七四一、一四	六六三、三三三、二六八	二五、二〇五、九〇五	一三、〇六三、二四四
塚地	四、一八六、一一	二、二一〇、二六四	八三、九八七	一四、三六八
鉱泉地	五、九九	四九二、六五三	一八、七一五	六、四九四
池沼	一五、五〇二、七一	四八五、七二一	一八、四四九	二〇〇、一五九
山林	八、九三三、九六一、四六	四〇、一四六、五五三	一、五二五、五六四	二五、一六三、四五八
牧場	二〇三、五一〇、六九	二六八、三八一	一〇、二〇二	二〇、四九六
原野	一、七八八、六八一、七七	四、四五五、六一二	一六九、三二八	七、〇四五、五〇六
雑種地	二二、五八七、八七	三、五七一、八八五	一三五、七三一	四〇二、〇五六
合計	一七、三二六、四二五、一三三	七四〇、二二六、六三四	六六、一一八、二〇八	一四〇、〇六八、〇一七

全国計

大蔵省(主税)  
(一、四、一七)

備考 地租ハ賃賃価格ニ税率ヲ乘シテ算出シタルモノニシテ自作農地免租額ヲモ含ム

(3) 昭和十一年一月一日現在有租地表 府県別  
昭和十一年一月一日現在有租地表

府県別各地目合計

府名	道府県名	地積	貸賃価格	地租	筆数
東	東京	一一六、一七四、六九九	一六二、六二六、一一三	六、一七九、七八六	一、三四七、四二七
神	奈川	一六七、九八九、二八	四二、六八三、三八七	一、六二一、九六三	一、九二八、二五四
琦	玉	二五八、六二五、一九	四一、九二五、三五六	一、五九三、一六三	三、四二四、四八二
千	葉	三六二、六七九、四四	四六、七四二、三六七	一、七七六、二〇五	四、三九六、〇八六
山	梨	一三八、五四六、九六	一三、三四一、九〇六	五〇六、九九五	二、〇八四、一九一
栃	木	三五八、一三八、九八	三四、一一〇、五一五	一、二九六、二〇二	二、三八〇、七一九
茨	城	四二六、五三五、五五	四六、〇〇五、〇八五	一、七四八、一九三	四、一二四、五四一
群	馬	二八四、〇一七、五六	二七、八五七、五四八	一、〇五八、五八三	二、二二〇、一四八
計		二、一一二、七〇七、六五	四一五、二九二、二七七	一五、七八一、〇九〇	二、一九〇五、八四八

府名	道府県名	地積	貸賃価格	地租	筆数
大	阪	一〇一、七九四、〇三	一一六、一一一、四四五	四、四二二、二三〇	一、五七七、九四五
京	都	二〇一、九〇九、五八	四一、三六四、六〇九	一、五七一、八五〇	二、一五七、一〇三
兵	庫	五五三、五一四、八三	八五、〇五七、二四四	三、三三二、一七二	四、〇三五、九二七
奈	良	一八五、〇九八、三三	一六、三一一、八六〇	六一九、八四八	一、五二六、五二五
和	歌	三三三、六一八、七八	一八、一〇四、八五四	六八七、九八五	一、五五三、二八〇
滋	賀	二〇一、二九一、八五	二六、〇七七、四二二	九九〇、九四三	一、九四〇、一〇一
福	井	一八五、〇三三、一四	一九、〇〇〇、四二四	七二二、〇一六	二、四〇四、〇七二
石	川	一七一、四九〇、五八	三三、三三九、九〇四	八四八、五三四	三、九九四、六二六
富	山	一五五、二七三、〇六	二七、〇三六、三三一	一、〇二八、一四二	四、四一六、一一〇
香	川	一三一、二九九、七二	二〇、四九一、〇〇〇	七七八、六五四	一、二六七、六二三
徳	島	二三一、九五〇、〇五	一七、五五八、三九一	六六七、二一八	一、五四四、〇四九

名 古 屋					仙 台				
静 岡	三 重	岐 阜	長 野	新 潟	岩 手	福 島	秋 田	青 森	山 形
四九七、七八七、四二二	三六、二四七、八八	五六三、五三五、六三	六二二、三二一、〇四	二、八七六、四八八、〇三	三三六、五三六、〇二	七〇八、六三六、二九	五六〇、六四五、三六	三五六、〇三七、四一	三四五、八〇四、二九
三九、二七四、九〇二	三三、八二二、一八七	三三、〇八〇、九九六	四三、一四四、二一七	二八七、一一〇、〇七七	二九、〇四二、二八〇	二〇、四二八、六六六	三八、〇三九、二三八	三一、五五六、一八二	二〇、一五八、七九七
一、四九二、四四五	一、二四七、二四五	一、二五七、〇八二	一、六三九、四八五	一〇、九一〇、一九〇	一、一〇三、六〇八	七七六、二九二	一、四四五、四九二	一、一九九、一三五	七六六、〇三三
三、九七一、六〇三	三、三二八、二五八	三、八四三、八一四	四、四七五、七四五	二九、三五二、七八一	二、五四九、九六六	二、一五六、五一九	六、一五一、三八九	二、八三九、七九九	一、二六六、六六五
五八一、五八二、八二二	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八
三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五
三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五
一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三
四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四

名 古 屋					仙 台				
静 岡	三 重	岐 阜	長 野	新 潟	岩 手	福 島	秋 田	青 森	山 形
四九七、七八七、四二二	三六、二四七、八八	五六三、五三五、六三	六二二、三二一、〇四	二、八七六、四八八、〇三	三三六、五三六、〇二	七〇八、六三六、二九	五六〇、六四五、三六	三五六、〇三七、四一	三四五、八〇四、二九
三九、二七四、九〇二	三三、八二二、一八七	三三、〇八〇、九九六	四三、一四四、二一七	二八七、一一〇、〇七七	二九、〇四二、二八〇	二〇、四二八、六六六	三八、〇三九、二三八	三一、五五六、一八二	二〇、一五八、七九七
一、四九二、四四五	一、二四七、二四五	一、二五七、〇八二	一、六三九、四八五	一〇、九一〇、一九〇	一、一〇三、六〇八	七七六、二九二	一、四四五、四九二	一、一九九、一三五	七六六、〇三三
三、九七一、六〇三	三、三二八、二五八	三、八四三、八一四	四、四七五、七四五	二九、三五二、七八一	二、五四九、九六六	二、一五六、五一九	六、一五一、三八九	二、八三九、七九九	一、二六六、六六五
五八一、五八二、八二二	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八	五八二、二四七、八八
三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五	三六二、八八五、五五
三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五	三九九、四八九、五五
一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三	一八七、四七七、七三
四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四	四六五、七八二、六四

計	東 京							原野	雜種地
	群 馬	茨 城	栃 木	山 梨	千 葉	埼 玉	神 奈 川		
二七、三三〇	三一、五六〇	二六、六四九	二五、八九三	二九、七四七	二五、八八五	二八、三四九	二九、四一六	二八、九〇六	四、
九、七六四	一〇、九五四	八、〇二八	八、四六五	八、六五七	八、二六〇	一一、八四九	一〇、三八九	一五、七二七	四、
、六八六	、二四四	、一七三	、二二七	、二二三	、二〇八	、二〇二	、九一八	三、五九〇	四、
六、九〇〇				六、八四五		七、〇七五		三、五九〇	四、
一〇、六三二	六、九七二	七、六一九	一五、五七六	五、一四一	七、二五〇	三〇、一四八	七、三三三	七、三三三	四、
一、〇九六	一、一六九	、六〇七	、六七六	、一九四	、六八八	、三九五	、三八五	七、三三三	四、
、九二八	、九三六	、八〇五	、七二三	、七〇三	、九九三	、四五六	、一三六	一、一九七	四、
、二六四	、三八二	、六八九	、一八九	、五六四	、〇三九		、〇三九		四、
、四三三	、四五一	、四二九	、三五五	、四六九	、四八七	、六七五	、二二三	、五三三	四、
一四、五七三	八、二〇七	、九四六	、一七九	、五七二	、六、〇八八	一六、〇八〇	一九、二五〇	七〇、八〇五	四、

昭和十一年一月一日現在 平均賃貸價格表

宅地、泉地、池沼、山林、牧場、原野、雜種地、其、他、反、步、當

(4) 昭和十一年一月一日現在平均賃貸價格表

總 計	計	沖 繩	本 州						計	島 嶼	
			富 嶺	鹿 兒 島	佐 賀	長 崎	大 分	福 岡			熊 本
一七、三一六	二、〇〇八	一六九、三一〇	二二七、七八二	四〇六、七五二	一五八、〇二三	一九四、七五一	二二七、四三一	二九三、九四〇	三二〇、八四三	二、二九一	三三四、四四八
、四二五	八三五・六七	、七二二	、六〇〇	、〇二二	、九六六	、一五五	、一〇五	、三〇〇	、八七七	、六六六	、二二二
、一、七四〇	、六二九	、一五二	、七五三	、三八〇	、七九〇	、九五二	、八一六	、三二二	、四七六	、五六八	、一、二二五
、二二六	、一八二	、一五二	、八三三	、八四〇	、五九四	、〇五二	、八一六	、五五四	、二二一	、〇二二	、三九八
、六三四	、六二九	、一五二	、七五三	、三八〇	、七九〇	、九五二	、八一六	、三二二	、四七六	、〇二二	、一、二二五
六六、一二八	八、七〇八	一七一、五七五	七一三、六八五	一、二四七	八九六、六〇二	八三八、〇一四	一、〇〇九	二、三〇一	一、五二八	六、七〇九	一、〇〇三
、二〇八	八八九	、五七五	、六八五	、九三二	、六〇二	、〇一四	、六〇二	、〇六七	、四二二	、五八六	、二二五
一四〇、〇六八	二、三〇一	一、一一九	二、三八九	四、五一七	二、二七四	二、七九二	二、九九〇	三、二三四	三、六九二	一七、六九二	三、〇八八
、〇一七	、九九一	、九七四	、二四二	、九三二	、八七六	、一七六	、八一〇	、六四三	、三三九	、一五〇	、九八七





本 熊		島 広											
宮 崎	鹿 児 島	佐 賀	長 崎	大 分	福 岡	熊 本	計	愛 媛	島 根	鳥 取	山 口	山 西	廣 島
二二、五九七	二五、二五四	三二、七四四	二七、五五五	三〇、〇四三	二九、七六一	三〇、〇三三	二九、二六九	三三、〇八四	二七、二〇八	二八、六四四	三〇、九七八	二七、二〇八	二九、五三七
五、六八四	五、四三〇	一〇、一九四	八、三六三	八、七一九	九、二五四	七、六七九	九、二〇八	八、七二二	七、八三三	一〇、四九九	一一、三〇三	五、〇九七	一六、三二八
、一六六	、一八二	、二四三	、三七五	、二二二	、四五四	、二五七	、三九七	、三五六	、一七一	、二一〇	、二九六	、二七五	、四四七
一七、八五七	二〇、七四七	、	五、三三三	二四、六八九	一六、六三一	、	五、二一五	五、四二八	、	、	六五、七〇二	四七、三三八	四六、九九七
三六、六八七	三三、四三〇	七九、七〇〇	三四、二八五	一三、二七五	八六、九一四	五八、四七八	八四、三七四	一、七三〇、〇〇〇	三三、七九六	八二、三三五	七二、九〇〇	九三、二二六	三、七五〇
一、四五六	一、〇一〇	七、九六七	七、二二四	四、八二二	六、二二九	三、三七八	四、三三〇	八、四二五	一、一八六	一、六〇〇	五、四六四	三、〇六七	五、八七九
、八二六	、七〇三	、八八二	、七五三	、九九七	、一七四	、八五四	、三三九	、四二二	、二七一	、五七三	、三四七	、四一一	、三四七
、六九五	、二七二	、	、九九九	、	、九八八	、	、一四八	、	、一七九	、二一九	、	、	、六四八
、三五五	、三三六	、三五八	、三五六	、三八五	、五〇三	、二八〇	、一七七	、四五四	、一九三	、一五〇	、二六七	、二六一	、四〇五
一〇、八五四	、四八二	一〇、四二六	一三、九五二	六、六三三	二二、六二五	一〇、五二二	七、六八四	八、四九一	四、二三九	二、〇六三	三、八一三	七、三五六	六、九〇三

全 國 計	沖 縄	
	計	、
二七、二四四	二八、三六九	五、二五七
七、二三八	六、八八九	五、四四四
、四七六	、二七〇	、〇七三
五、二八〇〇〇	一六、三六六	限、四九二
七五、八六三	一〇二、五四四	、
三、一三三	三、九二五	、八〇八
、四四九	、七九四	、一五二
、一三一	、一三三	、〇八八
、二四九	、三四二	、〇七〇
一五、一四二	一三、七三三	一、四七八

(5) 東京税務監督局の諮問事項答申要領  
 税務監督局長会議諮問事項答申要領(第二回) 東京税務監督局

第二回 土地貸賃価格改訂事務施行二関スル意見如何  
 一般

- 一 有租地現在額ノ調査ハ有租地集計簿ノ員数ニ対シ千分ノ五以内ノ差異ニ対シテハ一応之ヲ是認スルノ扱ヲ為スコト
- 〔主税局ニ於テ定メサル見込〕(一)ハ欄外ノメモ、以下同
- 二 前回ノ調査委員会ニ於テ特ニ問題ト為リタル地域ニ対シテハ今回調査ニ当リ充分ナル注意ヲ払ヒ適正ナル資料ノ蒐集並利用ヲ為スト共ニ、熟練者ヲシテ編級ニ当ラシムル等予メ対応策ヲ講シ置クコト
- 三 各局並本局管内各署間ノ隣接地立会調査ヲ励行シ彼此不権衡ナキヲ期スルコト
- 四 調査委員会ニ対スル調査内容ノ説明並折衝上ノ当否ハ委員会ノ空気に至大ナル関係ヲ及ホスモノナルヲ以テ、開會前署長會議ヲ開キ之カ対応策ニ関スル諮問、協議及指示ヲ為ス等万遺漏ナキヲ期スルコト
- 五 市町村長ヲシテ当該市町村ノ土地(主トシテ田、畑)ニ対スル事情精通者ヲ一大字ヨリ一人宛推薦セシメテ囑託

員ト爲シ、調査ニ当リ意見ヲ徴スル等調査上ノ補佐ニ衝ラシムルコト

六 鉱泉地、ゴルフ場、取引所付近、盛場及花街地等ノ特殊地域ニシテ其ノ著名ナルモノニ対スル貸賃価格ノ評定ニ付テハ全国ノ二権衡査案ノ必要ヲ認メラル、ニ付、主税局ニ於テ各局ヨリ資料ヲ報告セシムル等適宜調査ノ上不権衡ナキヤウ指示セラレタキコト

〔可、東京鉱泉地、ゴルフ場引上ケノ見込〕

#### 宅地

一 市街宅地ニ付テハ交通並經濟事情ノ変遷等大正十五年調査當時ニ比シ變化著シキモノアルト、他面調査委員會ノ情勢ニ付テモ樂觀ヲ許サ、ルモノアルヲ予想セラル、ニ依リ、調査ニ主力ヲ注ク必要アルコト

二 市街宅地ノ貸賃価格編級ニ付テハ貸賃料、借地権売買価格及土地売買価格等ノ実例ヲ調査スルノ外、尙大正十五年対昭和十一年ノ貸賃料騰落ノ情勢ヲ調査シ改訂調査ノ参考トスルコト

三 デパート及其ノ他ノ高層建築物ノ如キ永久性ヲ有スル建物ノ敷地ニシテ数筆ニ跨ルモノアルトキハ、各筆ノ所有者同一ナルト否ニ拘ラス之ヲ一筆ト看做シ貸賃価格ヲ評定スルコト〔主税局ニ於テ研究近ク通知〕

四 商業地域ノ宅地中普通店舗トシテ使用セラル、土地ノ一坪當見込貸賃価格十円以上ノ区域ニ対シテハ特別ノ事情ナキ限り、くりーぶらんど式土地評價法ヲ準用シ貸賃価格ヲ評定スルコト

〔東京局ノミノ關係ニ付統一スル必要ナシ〕

五 村落宅地ニ対スル現賃賃価格ハ大体旧地価ノ基礎タル賃賃価格ノ五倍乃至三倍五割ノ範圍ニ於テ評定セラレタルモノナルカ、當時評定過當ナリトシ埼玉県其ノ他ノ調査委員會ニ於テ紛糾ヲ醸シタル事例アルノミナラス、地租法実施後ニ於ケル世論モ村落宅地ハ他地目ニ比シ負担荷重ナリトノ非難ヲ聞ケル実情ニ鑑ミ、別表ヲ參酌シ付近畑ノ

約二倍程度又ハ時価ノ四分程度ニ改訂スルヲ相当ト思考セラルルモ、全国ノ扱ヲ大体一定セラレタキコト

〔模範調査ニ於テ研究後之ヲ定ムルコト〕

#### 田、畑、其ノ他

一 宅地以外ノ地目ニ付大正十五年ノ調査ト今回調査ノ賃賃実例殆差異ナキ地域ノ編級ニ際シ今回調査ニ依ルトキハ、付近編級区域トノ権衡上引上又ハ引下ノ要アル場合ニ於テモ、其ノ差一割程度ノモノニ付テハ前回ノ評定ヲ変更セサル方針ヲ採ルコト

〔指導方針トシテ置クコト〕

二 田、畑、村落宅地及第二類地ニ対スル編級調査ハ左ノ場合ヲ除キタル以外ハ、大正十五年調査ノ区域及標準賃賃価格ヲ基準トシテ今回調査ノ賃賃実例及囑託員ノ意見等ヲ參酌評定シ、実地調査ヲ省略スルモ妨ケナキコトニ取扱ヒタキコト

イ 導水路ノ開廢等ニ依リ前回調査ノ編級区域ヲ区分スル必要アリト認メタル地域

ロ 一小字ノ編級区分ニ対シ前回問題ト為リタル地域

ハ 賃賃実例其ノ他ノ資料ニ依リ前回調査ノ編級区分カ粗大又ハ細分ニ失シタリト認メラル、地域

ニ 賃賃料ノ更改又ハ特殊事由ノ發生ニ依リ著シク情況變化アリタル地域

ホ 前回調査決定ニ対シ異議申立アリタル地域

ヘ 集団宅地ニ接続スル村落宅地

ト 其ノ他特ニ実地調査ノ必要アリト認メタル地域

三 田、畑、村落宅地及第二類地ニ対スル賃賃実例調査ハ大正十五年調査ノ実例調査簿ヲ携帶調査ノ上加除補正ヲ為

シ、実例不足ニ限り新規追加調査ヲ為スコト、シ、実例調査簿ハ全部ニ付新調スルコト  
 四 耕地整理減租年期地ニ対スル編級ニ際シテハ仮貸賃価格決定等級ヲ参照スル等地区外ノ土地トノ権衡ヲ失セサル  
 様注意スルコト  
 (別表)

村落宅地ノ編級状況

府県別	時 価		現 貨 賃 借 格		同 上 割 合		宅 地 現 貨 賃 借 格 ノ 倍 数			
	円	銭	円	厘	割	分	宅地ノ旧地価 倍割分	田ノ現貨賃借格 倍割分	畑ノ現貨賃借格 倍割分	倍賃賃
東 京 府	一・八四		一・二二	三	・〇六	六	・四八	一・五四		二・六八
神 奈 川 県	二・五五		一・三三	四	・〇五	二	・四八	一・四九		三・二四
埼 玉 県	一・六八		一・二六		・〇六	九	・四五	一・二〇		二・八六
千 葉 県	一・七〇		一・一四		・〇六	七	・五〇	一・二二		三・七四
山 梨 県	一・四八		〇九	一	・〇六	一	・三九	一・一三		二・八三
栃 木 県	一・四四		一・一四		・〇七	九	・五三	一・一〇		三・三六
茨 城 県	一・二一		一・〇一		・〇八	三	・五〇	一・二八		三・六九
群 馬 県	一・八三		一・一九		・〇六	五	・四八	一・一一		三・六四
全 管 平 均	一・七一		一・一四		・〇六	六	・四八	一・二六		三・二五

備考 管内四十五ヶ署(東京市内各署及横浜署ヲ除ク)ヨリ中那ト認ムル一大学ヲ選定シ調査シタルモノ、平均額ニ依リタリ

(6) 熊本税務監督局の諮問事項答申要領  
 第二諮問事項答申要領 熊本税務監督局

諮問事項

土地賃借価格改訂事務施行ニ関スル意見

経費卜調査期間卜二鑑ミ手数ヲ省略シ支障ヲ来タサ、ル点ハ成ルヘク之ヲ省略シ必要ト認ムル点ニハ十分力ヲ注キ、左記方針ノ下ニ本事務施行ノ完備ヲ期セントスルモノナリ

一 大体方針

(一) 田畑

左ノ如キ賃借料ニ異動アルヘク認メラル、地域及特種ノ事情アル地域ニ付テハ実例ノ蒐集並編級調査ニ力ヲ注キ、調査ノ適実ヲ期スルト共ニ調査委員会ノ対策ヲ講シ置クコト

イ 小作争議又ハ循環的災害アリタル地域

ロ 時局匡救事業其ノ他ニ依リ溜池、水路ノ新設、河川ノ改修、耕地整理ヲ施行セル地域

ハ 前回ノ調査委員会ニ於テ問題トナリ又ハ賃借価格決定ニ対シ不服申出アリタル地域

ニ 右ノ外前回ノ調査ニ欠陥アルヘク認メラル、地域

(二) 市街地及集団地ノ宅地並鉱泉地ハ総テ根本的ニ調査スルコト

(三) 山林、原野、其ノ他ノ土地ハ大体補正調査ニ止ムルコト

二 内務事務

(一) 一筆限調査ノ作成

イ 市街地及集團地ノ宅地並異動地多キ地域及旧帳汚損ノ為補正使用困難ナルモノハ総テ改調シ、其ノ他ハ旧帳ヲ補正ノ上使用スルコト

ロ 耕地整理減租年期地ハ同年期地台帳ヲ一筆限調書ニ代用スルコト

ハ 市街宅地、鉱泉地、賃貸価格ニ制限アル土地、耕地整理減租年期地以外ハ現賃貸価格ノ記載ヲ省略シ得ルコト

(三) 地図ノ作成

甲圖 前回ノモノヲ襲用スルコト(汚損ノ為使用ニ耐ヘサルモノハ此限ニアラズ、以下同シ)

乙圖 二通ノ内一通ハ前回ノモノヲ補正使用スルコト

丙圖 二通共作成スルコト(前回ノモノヲ補正使用シ得ラル、モノハ之ヲ使用スルコト)

(三) 有租地現在額ノ調査

調査手續ノ趣旨ニ依ルハ勿論ナルモ事務簡捷ノ為左記ノ方法ヲ採ルコト

イ 市街宅地、鉱泉地、賃貸価格ニ制限アル土地、耕地整理減租年期地以外ノ土地ノ現賃貸価格ハ各筆毎ノ集計ヲ省略シ、地目毎等級別小字計ノ地積ニ等級相当ノ賃貸価格ヲ乗シ算出シタル額ヲ以テ現賃貸価格ト看做シ取扱フコト

ロ 旧一筆限調書ヲ補正使用スルモノハ小字毎地目別ニ昭和六年四月一日現在額ヲ基礎トシ其ノ後ノ異動地ノ増減ヲ加除シタルモノヲ以テ現在額ト為スモ妨ケナキコト

三 外部事務

(二) 賃貸実例調査

イ 田畑ハ特殊地域(賃貸料ニ異動アル地方又ハ前回賃貸料ニ異動アル地方又ハ前回賃貸料ニ異動アル地方又ハ前回賃貸料ニ異動アル地方)ニ付テハ成ルヘク多数ノ実例蒐集ニ努メ、賃貸料ニ異動ナキ地域

ハ前回ノ三、四割程度ニ止ムルコト

[各局随意]

実例調査ハ前回トノ増減異動ヲ調査ノ要アルヲ以テ成ルヘク前回ト同一人ニツキ調査スル方針ヲ採ルコト

ロ 市街地及集團地ノ宅地ハ地押のニ全部ヲ調査スルコト

ハ 山林、原野、其ノ他ノ土地ハ実例極メテ少ナキヲ以テ最大決ラサス調査スルコト

(二) 賃貸価格ノ算定並編級調査

イ 左記ノ場合ハ調査者ニ依リ取扱区々ニ階ル處レアルヲ以テ大体左ノ標準ニ依ルコト

1 山間僻地等ニ於テ需給其ノ他ノ關係上賃貸料異状ニ高率ナル為他ノ地域トノ間ニ著シク權衡ヲ失シ斟酌ノ要アリト認ムル場合

他ノ地域ノ範圍 大体町村又ハ大字ニ依ルコト

高率ト認ムル程度 (收穫高對賃貸料ノ割合及他ノ地域ノ通稱收穫高ニ對スル通稱小作料ノ割合ヨリ一割以上高率ナルトキ)

斟酌程度 実況ニ応ジ一級又ニ級

(前回ノ趣旨ト變リナシ、但シ活用ヲ広メタルノミ、強テ定メズ)

山間僻地ノ小作料異状ニ高率ノ場合ノ斟酌程度勘案表

(イ)	(イ) 対 (ロ)		(ロ)	前回米 価ニ依 ル等級	今回米 価ニ依 ル等級	一割高率 ノ場合ノ 小作料	前回米 価ニ依 ル等級	今回米 価ニ依 ル等級	二割高率 ノ場合ノ 小作料	前回米 価ニ依 ル等級	今回米 価ニ依 ル等級
	割合										
二、四〇〇	、	三〇〇	七二〇	81	76	九六〇	84	79	一、二〇〇	87	82
二、四〇〇	、	四〇〇	九六〇	84	79	一、二〇〇	87	82	一、四四〇	89	84
二、四〇〇	、	五〇〇	一二〇〇	87	82	一、四四〇	89	84	一、六八〇	92	87
二、四〇〇	、	六〇〇	一、四四〇	89	84	一、六八〇	92	87	一、九二〇	94	89
二、四〇〇	、	七〇〇	一、六八〇	92	86	一、九二〇	94	87	二、一六〇	96	91
二、四〇〇	、	八〇〇	一、九二〇	94	87	二、一六〇	96	89	二、四〇〇	97	91
二、四〇〇	、	九〇〇	二、一六〇	96	87	二、四〇〇	96	89			
二、四〇〇	、	九〇〇	二、一六〇	96	87	二、四〇〇	96	89			

備考  
米 価  
前回八一五三十一円  
今回八一五二十円ニテ計算ス

2 同一小字内ニ於テ格段ニ劣等ナル田畑介在スル場合  
大体三階級程度ノ等差アル場合ハ小面積ノモノト雖モ区分編級ス  
〔可、四階級〕

3 灌溉、排水等ノ為特殊ノ設備ヲ為シ為ニ著シク多額ノ経費及維持費ヲ要スル場合

イ 著シク多額ト認ムル程度 大体貸貸料ノ一割程度以上ノ場合

ロ 斟酌程度 経費ノ多少ニ依リ大体一級乃至二級程度斟酌スルコト

〔三割程度以上ノ場合用水池設備費等ヲモ含ム〕

4 村落部ニ点在スル宅地ノ賃貸価格ノ算定ハ米価下落ノ割合ヲ参酌シ算定スルコト

5 山林、原野ハ前回調査当時ト現在トノ時価ノ高低割合等ヲ参酌シ適當<sup>三</sup>ノ割程度低下〔立木下落△、三二〇〕

ニ賃貸価格ヲ算定スルコト

〔留保、考究通牒ノコト〕

四 市町村トノ協力

(一) 賃貸事務着手ノ当初ニ於テ市町村ニ左ノ事項ヲ諮問シ調査ノ参考ニ供スルト共ニ、常ニ協調ヲ保ソテ執行ノ円滑ヲ計ルコト

イ 前回調査後小作料ニ異動ヲ生シタル地域

ロ 前回ノ編級不適実ト認メラルル地域

ハ 市町村ト協議シ前以テ伝票ヲ作成セシメ改訂賃貸価格ノ確定ヲ待テ之ニ記入セシメ通知ニ代フル準備ヲ為サシ

メ置クコト

(三) 民間囑託員ヲ市町村長ヲシテ推薦セシムルコト

人員 原則トシテ一大字一人トシ土地ノ状況ニ依リ一人以上トスルコト

辭令 局長ノ名ヲ以テ交付スルコト

附金 一大字平均三円見当トシ大字ノ大小、人員ニ依リ増減スルコト

五 事務計画

(一) 内部事務

編級調査簿ノ作成	有租地現在額調査	地図ノ調製			一筆限調書	処理事務	予定		摘要
		丙	乙	甲			着手	終了	
〃	〃	〃	〃	〃	昭和十一年四月	〃	〃	〃	約五割余旧帳ヲ補正使用ノ見込 前回ノモノヲ襲用
〃	〃	〃	〃	〃	昭和十一年九月末日	〃	〃	〃	半數ハ前回ノ分ヲ襲用 全部新調
〃	〃	〃	〃	〃	昭和十一年四月	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	昭和十一年九月末日	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	昭和十一年七月十五日	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	昭和十一年五月	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	昭和十一年八月	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	昭和十一年九月末日	〃	〃	〃	〃

市町村通知	土地台帳ノ訂正	有租地現在額ノ更訂	同上貸貸価格ノ更訂	自十一年四月 至十二年十二月異動地加除	各筆貸貸価格ノ算出	調査委員会付議決定	調査委員会選挙	土地貸貸価格見込額調理
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 外部事務

編 級 調 査	基 準 調 査	模 範 調 査	売買実例並收穫高其ノ他調	質 貸 実 例 調 査	物 価 調 査	処 理 事 務	
						着 手	予 定
〃 十一年九月	〃 十一年八月	〃 十一年八月	〃 十一年五月	〃 十一年五月	昭和十一年四月	昭和十一年四月末日	終 了
〃 十一年十二月末日	〃 十一年九月末日	〃 十一年八月 署長會議ノ際直税課長ヲモ召 集シ模範調査ヲ執行シ、各県 別ニ行ハサル方針ナリ	〃 十一年八月十五日	〃 十一年八月十五日			摘 要

六 人員ノ配置

人員ノ配置ハ分量ト定員ノ多少トヲ商量シ適當ニ配置スル計画ナルモ、事務ノ分量及定員ノ關係ヲ前回ノ調査ト対照スレハ左ノ通ニテ、事務遂行上相當困難ナル実情ニアルヲ以テ、常務ニシテ簡略シ或ハ差繰リ得ルモノハ極力之ニ努メ捻出シ得タル全余力ヲ集中スルコト

(一) 事務分盤

- 有租地筆数ノ増加 九十四万筆余
- 耕地整理減租年期地改訂賃貸価格事務ノ増加 九十六万筆余
- 土地台帳ノ訂正(前回ハ昭和六年地租法  
実地ノ際ニ訂正セリ) 二千三百万筆余
- 人員ノ対照

区 分 大正十五年 昭和十一年 差引増減  
六月定員 五月定員

判 任	賃貸以外	七七六	七三九	△ 三七
	賃 貸	九八	一	△ 九八
計		八七四	七三九	△ 一三五



雇	賃貸以外	二四七	二六一	一四
	賃貸	四三一	—	△ 四三一
計		六七八	二六一	△ 四一七

合計 一、五五二 一、〇〇〇 △ 五五二

七 前回調査ノ実績ニ鑑ミ改善セムトスル事項  
 前回ハ局ノ監督区域ヲ果別ニ定メタルモ、権衡査案ノ便宜上今回ハ市部ト郡部トニ分担セシムルコト  
 (現在道路ナルモノニ対シテハ一割乃至二割低下スルコト)

(7) 人口十万以上都市の宅地最高見込賃貸価格等調

昭和一一・三・一三日

人口十万以上ノ市ノ宅地ノ最高見込賃貸価格等調

市名	区分	場所	筆数	坪数	見込賃格	現賃格	現賃格ニ対スル見込賃格ノ割合	賃貸実例	利用状況	備考
東京	最高	麹町区丸の内二丁目	五	〇三三・三五	104	一〇〇	103	外 六六〇〇	丸の内ビルディング	外二前因調査最高地日本橋区通一帯ハ今回調査筆付テハ三位以下ナル
東京	次位	麹町区丸の内一丁目及二丁目	一	〇九二・七七	103	一〇〇	101	外 六六〇〇	海上野郎ビ&空池	
								外 六六〇〇		
								外 六〇〇〇		
								外 四八〇〇		
								外 三九〇〇		
								外 三六〇〇		
								外 二四〇〇		
								外 四六〇〇		
								外 四二〇〇		
								一 一〇五二		
								一 一〇〇〇		
								一 九二五		
								一 九二〇		
								一 二六〇		

横須賀	市名	区分	場所	筆数	坪数	貸見	備込	格貸	価現	賃	格貸	現賃	貸價	例	利用	備
次位 大滝町 及小川町	最高 大滝町		伊勢佐木町 一丁目	一五	五二、九三	74	75									
一七	一三		一五	一五	五二、九三	74	75									
一四五、五七	五二、九三		五二、九三	五二、九三	五二、九三	74	75									
74	75		93	93	93	74	75									
			五四	五四	五四											
64 67 73 73	67 73		94 92 95 93 95	94 92 95 93 95	94 92 95 93 95											
六〇〇 七五〇 一一〇 一〇九〇 一〇九〇	七五〇 一一〇 一〇九〇 一〇九〇		五七 五二 六〇 五四 五五	五七 五二 六〇 五四 五五	五七 五二 六〇 五四 五五											
二〇〇〇 一、六〇〇 一、〇九〇 一、〇九〇	一、七三三 一、一八一		九四七 一、〇五八 九〇〇 一、〇〇〇 九〇〇	九四七 一、〇五八 九〇〇 一、〇〇〇 九〇〇	九四七 一、〇五八 九〇〇 一、〇〇〇 九〇〇											
外 外 外 外 外 外 外	外 外 外 外 外 外 外		外	外	外											
一五、三六	一五、四二 一四、四〇 一〇、五六		四八〇 三六五 五七、二七 四二〇 四三、四〇	四八〇 三六五 五七、二七 四二〇 四三、四〇	四八〇 三六五 五七、二七 四二〇 四三、四〇											
	雜貨屋百貨店		各種小売商店	各種小売商店	各種小売商店											
前田調査八位	前田調査最高地		前田調査最高地	前田調査最高地	前田調査最高地											
十一位	八位		次位	四位	三位											

横須賀	市名	区分	場所	筆数	坪数	貸見	備込	格貸	価現	賃	格貸	現賃	貸價	例	利用	備
最高 伊勢佐木町 一丁目	次位 原宿区 五丁目		伊勢佐木町 一丁目	一五	五二、九三	74	75									
一	一		一五	一五	五二、九三	74	75									
七、二三	五八、九七		五二、九三	五二、九三	五二、九三	74	75									
94	103		93	93	93	74	75									
			五四	五四	五四											
64 67 73 73	67 73		94 92 95 93 95	94 92 95 93 95	94 92 95 93 95											
六〇〇 七五〇 一一〇 一〇九〇 一〇九〇	七五〇 一一〇 一〇九〇 一〇九〇		五七 五二 六〇 五四 五五	五七 五二 六〇 五四 五五	五七 五二 六〇 五四 五五											
二〇〇〇 一、六〇〇 一、〇九〇 一、〇九〇	一、七三三 一、一八一		九四七 一、〇五八 九〇〇 一、〇〇〇 九〇〇	九四七 一、〇五八 九〇〇 一、〇〇〇 九〇〇	九四七 一、〇五八 九〇〇 一、〇〇〇 九〇〇											
外 外 外 外 外 外 外	外 外 外 外 外 外 外		外	外	外											
一五、三六	一五、四二 一四、四〇 一〇、五六		四八〇 三六五 五七、二七 四二〇 四三、四〇	四八〇 三六五 五七、二七 四二〇 四三、四〇	四八〇 三六五 五七、二七 四二〇 四三、四〇											
	雜貨屋百貨店		各種小売商店	各種小売商店	各種小売商店											
前田調査八位	前田調査最高地		前田調査最高地	前田調査最高地	前田調査最高地											
十一位	八位		次位	四位	三位											





阿山		本島		下関		豊後		新瀉		
次位	最高	次位	最高	次位	最高	次位	最高	次位	最高	次位
西大寺町	西大寺町	瀬川町	瀬川町	西瀬川町 (瀬川町)	西瀬川町 (瀬川町)	神前町	花田町 宇宿	古所通 及本町通	古所通 六番町	番町 及本町通
四	一	八	三	三	一	二	一	八	五	六
八三 七一	二二 二三	二二 〇八	七〇 二八	五一 四一	一三 四〇	七七 三二	九三 五三	六一 五三	一四 七八	四八 九二
81	82	82	83	83	84	72	73	75	76	75
二 三	二 四	二 四	二 六	二 六	二 八	一 〇	一 一	一 三	一 四	一 三
79	80	80	82	83	84	72	71	74	74	74
一 八	二 〇	二 〇	二 四	二 六	二 八	一 〇	九 五	二 七	二 二	二 二
一 三	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇
外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外
具 時計	衣 服	衣 服	衣 服	衣 服	衣 服	衣 服	衣 服	衣 服	衣 服	衣 服

派松		伊阿		岐阜		名古屋		市名	
最高	次位	最高	次位	最高	次位	最高	次位	区分	場所
瀬川町	栄町 一丁目	礼ノ辻町	神田町三丁目	神田町三丁目	神田町三丁目	栄町六丁目	栄町五丁目		
二	二	三	一	二	二	二	二		
八五 二九	五六 八三	六四 九三	五九 八三	六五 六〇	一七 〇九	五九 二三	一七 〇九	坪 合 分	坪 数
78	76	77	78	79	95	98	95	級	貸 見 格 貨
一 四	一 四	一 五	一 六	一 八	六 〇	六 五	六 〇	円	現 貨 格 貨
×75	84 69	71 73	×70	76	×77	96	95	級	現 貨 格 貨
一 三	一 〇	一 四	一 四	一 五	一 五	制 三 〇 五	制 三 六 〇	円	現 貨 格 貨
一 〇 七 六	二 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	割 分 規	現 貨 格 貨 二 割 合
外	外	外	外	外	外	外	外	銭	貨 貸 実 例
一 五 六 四	一 六 〇 〇	一 四 八 九	二 五 二 二	二 四 〇 〇	一 八 〇 〇	三 〇 〇 〇	四 二 三 五	銭	利 用 状 況
電 氣 器 具 店	電 氣 器 具 店	電 氣 器 具 店	電 氣 器 具 店	電 氣 器 具 店	電 氣 器 具 店	電 氣 器 具 店	電 氣 器 具 店		備 考
電 氣 器 具 店	電 氣 器 具 店	電 氣 器 具 店	電 氣 器 具 店	電 氣 器 具 店	電 氣 器 具 店	電 氣 器 具 店	電 氣 器 具 店		

八潮		佐世保		小倉		熊本		鹿兒島	
次位	最高	次位	最高	次位	最高	次位	最高	次位	最高
新町一丁目 中本町四丁目	早水町	上京町 下京町	上京町 下京町	新町一丁目 及四丁目	新町一丁目 及四丁目	花畑町 下迫通田畑町	花畑町	山ノ口町	山ノ口町
四	五	二	三	二	一	五	三	五	一
二二二〇〇	二七八〇〇	二二九〇〇	一一三〇〇	五五〇〇〇	三三〇〇〇	四〇四〇〇	三〇〇〇〇	一九八〇〇	三二一〇〇
78	74	73	74	80	81	79	80	79	81
二	二	二	二	二	二	一	二	一	二
63 68	66 68	71	72	78 79	79	73 75	75	66 73 78	80
制一六 六四	制一七 五三	九 五〇	〇	一七 三三	一八 〇〇	制一八 四五	制一四 六三	二一 六一	一八 三八
一、八一五	一、六八三	一、一五八	一、二〇〇	一、一六二	一、一三三	、九七三	一、三八七	一、五五〇	一、一〇〇
四二六	一八〇七	三六六	六一二	八五二	六二二	一六〇〇	一五〇〇	一八〇〇	一六〇〇
洋品雜貨店	茶及道具菓子 販売	石橋屋物店 佐世保南菜館	高野屋物店 高野屋物店	果物店 マルシヤ雜貨店	果物店 マルシヤ雜貨店	洋品雜貨店 洋品雜貨店	洋品雜貨店 洋品雜貨店	洋品雜貨店 洋品雜貨店	洋品雜貨店 洋品雜貨店
		昭和八年販賣券 例一八〇円							

門司		長崎		福岡		興		市名	
次位	最高	次位	最高	次位	最高	次位	最高	次位	最高
西町字アミヤ	茶町一丁目 榎松通	東浜町 東浜町	東浜町 東浜町	東中洲	東中洲	中通八丁目	中通九丁目		
三	四	一四	九	二	二	五	一		
五八八〇〇	三三四〇〇	一〇八六〇〇	五五五〇〇	八三三〇〇	一五〇〇〇	一六三七〇〇	二二〇七〇〇		
80	82	82	83	89	90	75	78		
二〇	二	二	二	四	四	一	一		
80 81	80 82	81 82 83	81 82 83	88 89	89	71 72 68	68		
制二二 六七	制二二 八〇	制二二 八〇	制二二 八〇	制四〇 四三	制一〇 四四	九 一〇 八	八 八		
、九二八	、一一〇〇	、九六二	、一〇二〇	、一〇四五	、一〇七一	一、三六八	一、七五〇		
九〇〇	一一四〇	一五〇〇	一五〇〇	四八〇	五二〇	外	外		
山崎百貨店	廣正金銀行 日本郵船 山崎百貨店	廣正金銀行 日本郵船 山崎百貨店	廣正金銀行 日本郵船 山崎百貨店	廣正金銀行 日本郵船 山崎百貨店	廣正金銀行 日本郵船 山崎百貨店	廣正金銀行 日本郵船 山崎百貨店	廣正金銀行 日本郵船 山崎百貨店		
内三〇三坪 元無租地									

市名 区分	場所	筆数	坪数	貸見 価格	現貨 価格	現貨貸価格ニ 対スル見込賃 貸価格ノ割合	貸賃 例	利用 状況	備考
火車 区	最高 区	三	坪 二〇五、〇〇〇	六六	八五 × 六六	四	二、五〇〇 限店、 限店、 限店、 限店		
次位 区	町	四	坪 二八八、〇〇〇	六五	六八 四九	四	二、五〇〇 限店、 限店、 限店、 限店		

備考

- 一 本表ハ一月七日付修税第一三号ノ照会ニ対スル各局ノ回答ナリ
- 二 現貨貸価格ハ今回調査ノ最高次位ノ区域ニ租入シタル土地ニ対スル分ニシテ、一割ハ前借賃貸価格ナリ
- 三 現貨貸価格ノ等級ニ×印ヲ付シタルモノハ前借賃ニ係ル其ノ市ノ最高等級ナリ
- 四 貸賃例ノ外番ハ最高又ハ次位地租外ノモノヲ指ス

(昭 54 仙台 1857)

13 昭和12年 知覧稅務署管内の土地賃貸価格調査委員会日誌

(表紙)

昭和十二年

土地賃貸価格調査委員会日誌

知覧稅務署

八月二十四日 火曜日 晴天

調査着手 午前十時〇分 終了 午前十一時五十分

一 午前十時調査委員一同当番會議室ニ参集(定員三十二名全、前欠席者ナシ)、署側ヨリ鴨川署長、原田直稅課長、川上主任、瀬尾属及  
 国分稅課長、鬼塚庶務課長、末永属、梅野属、吉留属、山崎属臨席セリ

二 午前十時五分會長選舉ニ関シ、喜入村選出前田調査委員ヨリ議長選舉ハ投票ヲ省略シ、各町村ニ於テ詮衡委員一  
 名ヲ選定シテ、會長ヲ推薦シタキ旨發議アリ、之ニ対シ万世町選出吉峯調査員ハ直ニ賛成ノ意ヲ表シ、會長ニハ前  
 田調査委員ヲ最適任者ト認ムルニ付、直ニ推薦シテハ如何トノ動議アリタルトコロ、全員異議ナク同人ヲ推スコト  
 ニ決定セリ

三 前田委員ハ之ニ対シ一応辞退スルトコロアリタルモ、全員ノ懇望ニ依リ之ヲ承諾シ、會長ニ就任シタリ

四 午前十時十五分前田委員ハ會長席ニ着キ、各委員ニ対シ就任ノ挨拶ヲ述ヘタル後、直ニ開会スベキ旨ヲ宣シタリ

五 鴨川署長ハ開会ニ先立ち土地賃貸価格調査委員ニ対シ一場ノ挨拶ヲ兼テ、調査ニ関スル左記概要ニ就キ口演ヲ為  
 シタリ

当地方ニ於テ名望アリ相当ノ地位ヲ有スル賢明ナル各位ハ、今回土地賃貸価格調査委員ニ當選セラレタルハ邦家ノ  
 為誠ニ慶賀ニ堪エズト祝詞ヲ述ヘタル後、今回執行シタル土地賃貸価格改訂調査ニ関スル経過、調査上ノ歩調統一、  
 調査方針、順序方法、其ノ他賃貸価格ヲ調査シタル土地ノ範圍等ニ関シ、詳細ニ且ツ最も懇切ニ説明シ、公平無私、  
 慎重審議セラレタキ旨ノ希望ヲ述ヘタリ

五 而シテ午前十時五十分議事ニ入り、會長ハ左記書類ヲ手交セリ

- (イ) 調査書送付書
- (ロ) 調査書正副二通(十三ヶ町村分、但シ正本ハ決議用トスベキ旨説明ヲ加フ)

(v) 乙図及丙図(調査等級ヲ記入シテ提出ス)  
六 各調査委員ヨリ要求シタル事項并質問応答ノ大要

(vi) 各町村別地目毎ノ最高、最低等級表

(vii) 有租地現在額、調査賃貸価格集計額

(viii) 其ノ他調査資料ノ提示

右ハ審議上ノ資料トシテ必要アルニ付之ヲ提出アリタキ旨要求アリタリ

右要求ニ対シテハ審議ノ進行ニ伴ヒ、各調査委員ニ於テ其ノ必要ニ応シ具体的ニ口頭又ハ計數ヲ以テ説明スベキニ付諒トセラレタキ旨答弁セリ

問 (牧角委員外數名) 現在等級ヲ本調査書ニ全部記入セラレタシ

答 原則トシテ記入セザル取扱ヒトナリ居ルノミナラズ、仮リニ記入スルトセバ多大ノ日數ヲ要シ、会期中ニハ絶對不可能ナリ

問 (各委員殆ント全部) 調査書及地図ニ就キ充分調査檢討スル必要アルニ付之ヲ会場外ニ持出ヲ承認セラレタシ

答 茲ニ提出シタル書類ハ当会場ニ於テ各調査委員ノ審議ニ供シタルモノナルヲ以テ、場外審議用トシテ持出ノ要求ニハ応ジ難シ、加之場外ニ持出スコトハ紛失、毀損、其ノ他事故發生ノ虞レナシトセザルニ付会場ノミニテ調査セラレタシ

(懇切ニ依リ、各委員之ヲ諒トシ強テ要求ヲ為サズ)

七 会長ヨリ本会ノ調査進行上ニ關スル意見トシテ、各町村選出委員ニ於テ当該町村分ノ調査審議ヲ為スコトトシ、

然ル後本會議ニ於テ總會ヲ開キ付議決定シテハ如何ト協議ヲ為シタルニ、各委員之ニ賛成ノ意ヲ表シ、左記日割ノ通り部分会及總會ヲ開催スルコトニ協定セリ

記

(i) 部分会及總會日割

八月二十六日 知覽町、川辺町、勝目村、

〃 二十八日 加世田町、万世町、笠砂村

〃 二十九日 西南方村、枕崎町、喜入村、今和泉村

〃 三十日 指宿町、山川町、瀬娃村

八月三十一日午前十時總會開催

(但部分会及總會共会場ハ稅務署會議室ニ於テ開クコト)

八 午前十一時五十分散会セリ

(付記) 署長ハ調査委員會ニ於ケル答弁、其ノ他説明担任者ヲ左ノ通り指定シタリ

鴨川署長、原田直稅課長、川上地租主任、瀨尾屬ノ四名ニ限ル

八月二十五日 水曜日 晴天

調査着手 午前九時〇分 終了 午後五時〇分

一 協定部分会日割ヲ變更、出席開会セリ、知覽町、川辺町

(一) 知覽町

一 出席委員、谷山水之丞、種子田秀吉(菊永兼委員ハ軍事召集ノ為欠席)



二 審議ノ状況

(イ) 調査午前九時開始、午后四時終了

(ロ) 委員ノ調査受持区域左ノ通

種子田委員 郡、厚地、西元、塩屋

谷山 〃 永里、瀬世、東別府、南別府

(ハ) 各委員ハ地図ト調査簿ノ照合対査ヲ遂ケ、各地目別小字間又ハ集團地各筆毎ノ權衡ヲ調査セリ

(ニ) 質疑応答ノ要領

問 (谷山委員) 今回ノ編級等級ハ小作料ノミヲ基礎トシテ査定シタルモノナルヤ

答 編級ノ基礎トナルベキハ勿論ナルモ、僅少ノ小作地ヲ以テ一般ヲ律スルコト能ハサルニ付、其ノ土地又ハ区域

ノ水利、耕作ノ便否、地味ノ優劣、利用價值、其ノ他各種ノ資料ニ基キ調査シ、尚精進者ノ意見等ニ依リ適當

ニ勘案査定編級シタリ

問 (谷山委員) 大字瀬世ノ宅地ノ調査賃貸價格ハ現賃貸價格ヨリ増加シタル理由如何

答 同大字ハ平坦部ニシテ交通ノ便良ク、而モ県道沿宅地多ク、現在等級ハ他ノ大字ニ比シ不權衡ニ付、今回一

級若クハ二級ヲ引上ケテ之ヲ是正シタルモノナリ

問 (谷山委員) 個人ニテ大体十五ヶ年毎ニ排水工事ヲ施シタルモノ、又ハ耕地整理法ニ依ラザル個人ノ耕地整

理ニ要シタル経費ハ賃貸價格ヲ斟酌シタルヤ

答 原則トシテ斟酌シベキモノニアラザルモ、他ノ地域ト權衡ヲ失セザル範圍内ニ於テ多少ノ斟酌ヲ為シタリ

三 以上、応答ニヨリ各調査委員トモ之ヲ諒トシ、異議ナク無事圓滿ニ調査ヲ終了セリ

(二) 川辺町

一 出席委員、福元市太郎、牧角最治、中禮權兵衛

二 審議ノ状況

(イ) 調査九時三十分開始、午後五時終了

(ロ) 委員ノ調査受持区域左ノ通

福元委員 神殿、野間

牧角 〃 平山、小野、両添、今田

中禮 〃 田部田、永田、高田、宮、本別府

各委員共同 清水、古殿、野崎

(ハ) 各委員ハ大字別ニ調査ヲ分担シ、前回調査ノ区域及標準賃貸價格ト今回調査ノ分ト比較対照シ、或ハ各地目別小字間并集團地各筆毎ノ權衡調査ヲ為セリ

(ニ) 質疑応答ノ要領

問 (福元委員) 他署管内ノ地目別最高最低等級判明シ居ラバ提示セラレタシ

答 他署管内ノ分ニ就テハ説明ノ限りニ非ス、勿論本局ニ於テ統一の二權衡保持ヲ期シアルコトヲ信スルヲ以テ、

此ノ点ニ就テハ了トセラレタシ

問 (牧角委員) 大字高田字三番山仁田ノ田七五級ハ隣接字ノ田六五級ト不權衡ニアラスヤ

(其ノ他二、三ノ小字ニ付同種ノ質問アリ)

答 慎重ナル実地調査ヲ遂ケ、尚且相当ノ資料ニ基キ此ノ点ニ付テハ充分留意シ、比較勘案ノ上編級シタルモノナ

ルヲ以テ、決シテ権衡ヲ失スルモノニアラズト信ス

問 (牧角委員) 耕地整理地ノ貸賃価格ハ如何ニシテ査定セラレタルヤ

答 昭和十一年四月一日前貸賃価格配賦済ノ地区ハ現況ニ依リ調査シタル上、耕地整理法ニ依ル比率ヲ乘シ改訂貸賃価格ヲ算定セリ

尚又昭和十一年四月一日現在ニ於テ貸賃価格配賦未済ノ土地ニ對シテハ前回調査事項、貸賃実例、囑托員等ノ意見等ヲ參酌シ、適當ト認ムルトコロニ依リ評定セリ

問 (知覽、川辺ノ各委員) 管内各町村ノ地目別最高最低等級ヲ開示セラレタシ

答 必要部分ノミニ對シ口頭ヲ以テ答弁セリ

三 以上、応答ニ依リ各調査委員共之ヲ諒トシ、異議ナク極メテ無事円満ニ調査ヲ終了セリ

八月二十六日 木曜日 晴天

調査着手 午前八時二十分 終了 午後〇時十分

(一) 勝目村

一 出席委員、平峯元秋

二 審議状況

大字下山田字中ノ古川外十五ヶ字ニ就キ田、畑、宅地ノ現在等級ト改訂等級ト對照シタル外、各大字毎ニ小字間ノ比較對查ヲ遂ゲ、之ヲ調査ヲ為セリ

三 調査委員ヨリ別段質問ナク當署ノ説明ヲ了トシ、何等異議ナク極メテ平穩ニ終了セリ

八月二十八日 土曜日 晴天

調査着手 午前九時三十分 終了 午後四時三十分

本日部分会開會町村ハ加世田町、万世町、笠砂村、今和泉村ノ四ヶ町村トス

(一) 加世田町

一 出席委員、前原政二、前野 実、徳永平吉

二 審議ノ状況

(a) 調査午前九時三十分開始、午後四時終了

(b) 各委員共同調査

(c) 各委員ハ前回調査ノ編級区域及標準貸賃価格ト比較對查ヲ遂ゲ、尚今回調査ノ貸賃価格ニ付各大字毎ニ権衡調査ヲ為セリ、特ニ集団地ニ對シ精査ヲ遂ケタリ

(d) 質疑応答ノ要領

問 (前野委員) 編級調査ニ當リテハ囑託員ノ意見ヲ採用シタルヤ

答 囑託員ノ意見ハ編級上勿論參考ニ資シタルトコロナルモ、権衡上不当ト認メタルモノニ付テハ採用セズ、當署ノ信スルトコロニ依リ編級シタル結果、或ハ囑託員ノ意見ト一致セサル箇所モアルベシ

問 (前野委員) 五、六ヶ年毎ニ早害ヲ蒙ル田畑ニ付テハ斟酌シアリヤ

答 原則トシテ斟酌スベキモノニアラサルモ、他字ト権衡ヲ失セザル程度ニ於テ相当考慮セリ

問 (前野委員) 上位畑ガ下位ノ畑ニ比シ編級割合低キ感アリ、不権衡ニアラスヤ

答 何レモ其ノ土地相当ニ編級セサルモノニシテ、決シテ権衡ヲ失スルガ如キコトナキヲ信ス

問 (前原委員) 万世川ニ接スル農村宅地ハ他ヨリ編級高キニ失セザルヤ

答 集団地ニ近く他ノ農村宅地ヨリ遙ニ利用価値ヲ有シ、其ノ他勘案資料ニ依リ最モ適当ト認ムル所ナリ  
問 (前原委員) 従来上位ニアル田畑ニシテ道路新設ノ為メ灌漑排水ニ悪影響ヲ蒙リタル地域ヲ今回最高二編級シタルハ失当ナラズヤ

答 各種ノ資料ニ基キ实地踏査ヲ遂ケ最モ慎重ニ勘案ノ結果評定シタルモノニシテ、決シテ高キニ失スルガ如キヲ認メズ、極メテ適當ナルモノト信ス

三 以上、質疑応答其ノ他懇切ニ説明ヲ与ヘタル結果各調査委員共之ヲ諒トシ、異議ナク調査終了セリ

(二) 万世町

一 出席委員、吉澤喜八郎、森田尚之

二 審議ノ状況

(イ) 調査午前九時三十分開始、午后四時終了

(ロ) 各委員ノ調査方法、加世田町ニ同シ

(ハ) 質疑応答ノ要領

問 (吉澤委員) 池沼ノ調査賃貸価格ハ現賃貸価格ヨリ増加シタルハ如何ナル理由ナルヤ

答 現賃貸価格力制限シアリタル關係ナリ

三 以上、多クノ質疑応答ヲ重ルコトナク最モ平穩ニ何レモ異議ナク調査ヲ終了セリ

(三) 笠砂村

一 出席委員、森彦兵衛、加藤寛二

二 審議ノ状況

(イ) 調査午前十時開始、午后四時終了

(ロ) 各委員ノ調査方法、加世田町ニ同シ

(ハ) 質疑応答ノ要領

問 (加藤委員) 町村土地台帳并名寄帳整理費ノ国庫補助ノ程度承知シタシ

答 前回程度ノ整理補助金ヲ交付セラル、モノト思料ス

三 以上、編級調査上ニ關スル質疑ナク、単ニ本村ノ地味極メテ瘠地ニシテ、農村ノ疲弊ヲ訴フルトコロアリタルニ過キズ、調査編級ニ關シテハ何等異議ナク調査終了セリ

(四) 今和泉村

一 出席委員、大岩本三五郎、鶴岡伊勢市

二 審議ノ状況

(イ) 調査午前十時三十分開始、午后四時三十分終了

(ロ) 各委員ノ調査方法、加世田町ニ同シ

(ハ) 質疑応答ノ要領

問 (大岩本委員) 大字岩本字磯ノ上ノ田ハ海岸ノ凹地(山陰地)ニシテ潮害アリ、編級ニ当リ右ノ事情ヲ加味セルヤ

答 潮害、山陰地等ニ対シテハ相当斟酌編級セリ

問 (大岩本委員) 大字岩本字間中田、崩田ノ田ハ宅地付近ニシテ敷蔭多シ、之ヲ編級ハ高キニ失セサルヤ

答 宅地付近ニシテ耕作ノ便、運搬等万般ニ極メテ便益ヲ有シ、充分其ノ価値ヲ認メラル、モノアルニ依リ、決シ

テ高キニ失スルモノト認メズ

- 三 以上、質疑応答説明ヲ与ヘタルトコロ各調査委員ハ之ヲ諒トシ、異議ナク無事円満ニ調査終了セリ
- 四 而シテ終リニ加世田、万世、笠砂、今和泉ノ各町村ニ於ケル各調査委員ヨリ、管内各町村ノ地目別最高等級開示方要求アリタルニ付、必要部分ノミ(田畑、宅地)委員ノ求メニ応ジ口頭ヲ以テ説明ヲ与エタルトコロ、各町村委員共之ヲ諒トシ、意義ナク終了セリ

八月二十九日 日曜日 晴天

調査着手 午前九時〇分 終了 午後五時〇分

本日ノ部分会開会ノ町村、西南方村、枕崎町、喜入村、指宿町、願娃村ノ五ヶ町村トス

(一) 西南方村

一 出席委員、野村新左衛門、野口壮八、松山市之助

二 審議ノ状況

(i) 調査午前十時開始、午後〇時二十分終了

(ii) 各委員共同調査

(iii) 調査ノ方法、各委員ハ前回調査ノ編級区域及標準貸賃価格ト比較対査ヲ為シ、或ハ各地目別小字間ノ権衡又ハ

集団地各筆毎ノ対照権衡調査ヲ遂ケタリ

(iv) 質疑応答ノ要領

問 (野村委員) 集団地坊ハ近年著シク衰微シ、川辺指宿両郡中最下位ニ属スルモノト認メラル、ニ拘ハラズ、

最高等級三九級ハ高キニ失スル感アリ、考慮ノ余地ナキヤ

答 数回ニ亘リ実地調査ヲ遂ケ慎重ニ考慮ノ上、他町村トノ権衡、其ノ他各種ノ資料等ニ基キ勘案ノ末、最も適當

ト信スルトコロニ依リ査定シタルモノニシテ、決シテ高キニ失スルモノニアラズ

(ii) 将来ニ対スル意見(野村委員)

今回ノ調査ニ対シテハ田畑ニ付テハ別段異議ナキモ、集団地ノ一部ニ付テハ多少見解ヲ異ニスル箇所アルモ、当局ノ原案ニ賛成シ異議ヲ主張セズ

然レトモ本村ハ御承知ノ通半農半漁ノ地ニシテ、地勢トシテハ山岳地帯多ク、平坦部ハ僅カニ海岸ニ存シ部落ヲ形成スル状態ナリ、殊ニ耕地ハ主トシテ傾斜地ニ在リテ極メテ瘠地、旱害ヲ受クルコト亦屢々ナリ、農村トシテ発展ノ途ナク、青年男女ノ多クハ海外、県外ニ出稼ノ状態ニシテ、年々人口戸数ヲ減少シツ、アリ

漁業ニ付テモ隣村枕崎港ノ発展ニ伴ヒ圧迫セラレ、且又資金難ノ結果、漁業主ハ没落シ、鯉節製造業者ハ又移転スル等逐年疲弊シ、人口・戸数ハ年々激減スルノ状態ニシテ、土地ノ時価等ハ今ヨリ二十年以前ハ、坊・泊地方ノ集団地ハ一畝千円余ノ時価ヲ有シタルモ、昨今ニ於テハ五、六十円内外ニ暴落スルニ至レリ

尚本村ノ集団地ハ坊、泊、久志ノ順位ナルモ、先月久志ノ最高地トスル宅地ノ競売価格ハ一畝六十円ノ落札実例ヲ有スルモノニシテ、川辺、指宿両郡中最下位ニアル状況ニ付、次期ノ調査ニ於テハ相当考慮ヲ希望ス

三 右ノ通将来ニ対スル意見ノ開陳アリタルモ、今回ノ編級ニ対シテハ異議ヲ主張セズトシテ調査終了セリ

(ii) 枕崎町

一 出席委員、鮫島末治、福留岩太郎、芳野敬二

二 審議ノ状況

(i) 調査午前九時開始、午後〇時二十分終了

(ロ) 調査ノ方法、西南方村ニ同シ  
(ハ) 質疑応答ナシ

三 調査ニ関スル説明ヲ諒トシ、極メテ円満ニ異議ナク調査終了セリ  
(イ) 喜入村

一 出席委員、前田慶吉、浜崎幸内

二 審議ノ状況

(イ) 調査午前十時開始、午後〇時終了

(ロ) 各委員ノ調査方法、西南方村ニ同シ

(ハ) 質疑応答事項ナシ

三 調査内容ニ関スル説明ヲ諒トシ、極メテ無事円満ニ異議ナク調査終了セリ

(四) 指宿町

一 出席委員、吉元定次、徳永熊次郎、秋元長助

二 審議ノ状況

(イ) 調査午前九時三十分開始、午後五時散会

(ロ) 各委員ノ調査方法、西南方村ニ同シ

(ハ) 質疑応答ノ要領

問 (秋元委員) 大字東方字上至利ノ農村宅地ハ隣接地字ニ比シ高キニ失スル感アリ

答 権衡保持ニハ慎重ニ調査シ各種ノ資料ニ基キ適當ニ編級シタルモノナルヲ以テ、高キニ失スルモノト認メズ

問 (吉元委員) 十二町 掘ヶ浜三、〇九ニ番外大雑ノ宅地ニ付テハ現況衰微ノ状態ニアルニ拘ハラズ、四二級ヲ四二級ニ引上タルハ不当ト認ムルニ付、現級ノ通四一級ニ修正ヲ希望ス

答 権衡上適モ不当ト認メズ、勿論実地ノ調査ニ当リテハ殊ニ集団地ノ如キ、特ニ慎重ニ検討ヲ重キ各種ノ資料、

其他ニ依リ充分考慮ノ上編級シタルモノナルヲ以テ最モ適當ト信ス、修正ノ理由ナシ

三 本日調査完了セズ、明日引続調査スルコト、シ散会セリ

(四) 顔娃娃村

一 出席委員、川辺銀蔵、井上善之助、直江田三左衛門

二 審議ノ状況

(イ) 調査午前十時開始、午後五時終了

(ロ) 各委員ノ調査方法、西南方村ニ同シ

(ハ) 質疑応答ノ要領

問 (川辺委員) 前回ノ調査委員会ニ於テハ適用穀価表等級毎米小作料一覽表ノ配付アリタリ、今回モ同様配付セラレタシ

答 米価関係ニ付テハ調査委員ニ於テ既ニ御承知ノ通ト認メラル、ニ付、換算ニ依リ編級等級ノ適実ナルコトヲ御承認アリタシ

問 (川辺委員) 自己ノ調査ニ依レバ貸付料ハ米価関係ヨリ換算勘案シ、適実ナルヲ認メラル、ニ付右了承

三 各委員共説明ヲ諒トシ何等異議ナク無事円満ニ之カ調査ヲ終了セリ

八月三十日 月曜日 晴天

調査着手 午前十時〇分 終了 午後五時〇分

本日ノ部分会開会町村、指宿町、山川町

(一) 指宿町

一 出席委員、吉元定次、徳永熊次郎、秋元長助

二 審議ノ状況

(i) 調査午前十時開始、午後五時終了

(ii) 前日ニ引続キ各委員調査ニ従事

(iii) 質疑応答ノ要領

問 (吉元委員) 十二町擺ヶ浜三、〇九二番外大筆ノ宅地ニ付テハ、其ノ等級四ニ級トアルヲ四ニ級ニ修正セラレタシ

答 昨日説明シタル通ニシテ修正ノ理由ナキモノト認メルニ付、要求ニ応スルコト能ハズ

(吉元委員之ヲ了トセリ)

三 二日間ニ渉リ審議シ其ノ間調査ニ関スル説明ヲ加へ質疑応答ノ結果、各委員共異議ナク承認、調査終了セリ

(二) 山川町

一 出席委員、吉村熊二、矢崎健児

二 審議ノ状況

(i) 調査午後一時開始、午後五時終了

(ii) 各委員ハ地図ト調査書ノ照合対査ヲ遂ケ、各地目別小字間又ハ集団地各筆毎ノ権衡ヲ調査セリ

(iii) 矢崎委員ハ集団地ヲ調査シ、吉村委員ハ村落部ノ調査ニ当レリ

(iv) 質疑応答ノ要領

問 (矢崎委員) 福元集団地ノ一等地ハ現在埋立地ノ入口方面ニ異動セリ、之ガ変更アリタシ

答 埋立地ハ昨年五月二十六日竣工ノモノニシテ、本調査ハ昭和十一年四月一日現在ニ依リ調査シタルモノナリ、而モ現在ニ於テモ尚埋立地ニハ宅地ノ存在ナキ状態ナルヲ以テ、之ガ一等地ヲ埋立地域ニ変更スルコトハ甚タ不当ナリ

或ハ将来ニ於テハ御意見ノ通り異動スルヤモ計リ難キトコロナルモ、実地調査ノ現況ニ於テ又各種ノ資料其ノ他精通者ノ意見ニ徴スルモ、亦現在ノ箇所ヲ一等地域タルコトハ争フ余地ナシ、之ガ認定ハ最モ適當ト信スルガ故ニ変更スルコト能ハズ

三 其ノ他調査ニ関スル説明ニ依リ各委員共同意、異議ナク之ガ調査ヲ終了セリ

四 以上ヲ以テ各町村ニ於ケル部分会ハ全部無事円満ニ当署ノ調査編級ニ異議ナク終了シタリ

五 各部分会ニ於テ調査進行ニ伴ヒ各調査委員ヨリ調査ニ関スル資料ノ提供方要求アリタルニ付、左記調査表ニ限り提示シ口頭説明ヲ与ヘタルトコロ、各委員之ヲ諒トシ審議上ニ付何等異議ナク極メテ無事進行セリ

右調査参考資料ノ外開示又ハ提供シタル文書ナク、総テ座談的懇切ニ口頭ヲ以テ説明ヲ与ヘ、各委員共満足ノ意ヲ表シ之ヲ諒トセリ

記

一 大字別有租地現在額(地目毎)調

- 二 大字毎地目別調査賃貸価格集計額及最高最低等級表
- 三 土地賃貸価格等級表

以上

八月三十一日 火曜日 晴天

調査着手 午前十時〇分 終了 午前十時四十五分

本日調査委員会総会開会

- 一 出席委員三十一名(一名軍事召集ニ依リ欠席)
- 二 会長(前田委員)開会ヲ宣シ、各調査委員ノ部分会ニ於ケル調査ノ結果ノ意見開陳ヲ求メタリ  
(会長)今回稅務署提出ニ係ル土地賃貸価格調査費及地図、其ノ他調査ニ關スル当局ノ説明等ニ基キ審査檢討スルニ、  
真ニ公平適実ナル調査ニシテ不当ノ点ナキヲ認メラル、ニ付、各委員ニ於テモ別段異議ナキモノト認ムルモ、若シ御  
意見アラハ発表セラレタシ  
而シテ各町村毎ニ意見ヲ質ストコロアリタルニ、各調査委員ノ意見左記ノ通り

記

町村別	意見ノ要領
知覽町	原案通り異議ナシ
川辺町	田畑ニ於テ毎年早害ヲ蒙ル箇所アリ、為ニ他ノ箇所ト權衡ヲ失シタルモノアルヤニ認メラル、ニ付、次期調査ニ当リテハ充分考慮アリタシ、今回ハ原案通り異議ナシ
勝目村	原案通り異議ナシ

加世田町	時価又ハ收穫高等ヨリ勘案シ、今回ノ改訂等級ハ田ヨリ畑ニ於テ高キ感アリ、又河川改修ノ結果排水不良ノ為メ付近ノ田畑ニ被害ヲ蒙ルニ至レル箇所アリ、斯ノ如キ箇所ニ對シテハ相当考慮アリタシ、今回ハ原案通り異議ナシ
万世町	原案通り異議ナシ
笠砂村	今回ノ調査ニ付テハ当局ニ於テ多大ノ御考慮ヲ賜ハリタルコトヲ感謝ス、然レトモ尚当村ハ他町村ニ比シ耕地ハ極メテ瘠地ニシテ、又毎年早害ヲ蒙ル土地多ク收穫高亦僅少ナリ、田ノ大部分ハ干拓地ナル等ヨリ考察セバ今尚之カ等級ハ高キ感ヲ有ス、今回ハ原案通り異議ナシ 又片浦ノ集団地ハ貧弱ナル漁業部落ニシテ旅館商店一軒モナキ状態ナリ、他町村ニ比シ稍々不權衡ト認ムルニ付次期調査ニ當リテハ考慮セラレタシ
西南方村	田畑ニ付テハ笠砂村ト同様ノ状態ニ在リ、又集団宅地ニ付テモ尚稍々高キ感アリ、次期調査ニ於テ更ニ一段ノ考慮ヲ望ム、今回ハ原案通り異議ナシ
枕崎町	畑地ノ等級ニ於テ他町村ニ比シ高キ感アリ考慮セラレタシ、今回ハ原案通り異議ナシ
喜入村	原案通り異議ナシ
今和泉村	原案通り異議ナシ
指宿町	田畑ニハ異議ナキモ、集団宅地ノ編級ニ付テハ多少意見ノ相違スル点アリ、次期調査ニ當リテハ一層ノ嚴密ナル調査ヲ望ム、今回ハ原案通り異議ナシ
山川町	今回ハ原案通り異議ナシ 但シ福元ノ集団地ノ一等地ハ魚揚場付近(埋立地)ニ変更シツ、アリ、次期調査ニ當リテハ充分考慮ヲ望

ム

今年十一月埋立地七、五〇〇坪売却ノ見込ナリ

顯 娃 村

今回ノ調査ニ付テハ当局ハ充分民意ヲ尊重シテ最モ適実ニ編級セルヲ認メラレ感謝ニ堪エズ、然レトモ仔細ニ尚ホ検討スルニ、大字十町仙田ニ於テ用水費ノ相当高ム箇所ニ対シテハ次期調査ニ当リ地方精通者ノ意見ヲ参酌スルコトニ考慮ヲ切望ス

今回ハ原案通り異議ナシ

右ノ通り各町村ノ委員ヨリ意見ノ開陳アリタルモ、今回ノ調査貸付格ニ付テハ原案通り異議ナキコトヲ付言シ、

単ニ次期調査ニ当リ考慮ヲ希望スル旨ヲ述ヘタリ

而シテ会長ヨリ今回ノ調査貸付格ニ付テハ、各調査委員共原案通り異議ナキトコロナルヲ以テ之ヲ可決スル旨宣言シ、極メテ無事田圃裡ニ調査ヲ終了シ、直ニ決議書交付ノ通知ヲ受領セリ

終テ会長ヨリ簡單ナル閉会ノ挨拶ヲ述ヘタリ

次ニ鴨川署長ハ各調査委員ニ対シ、連日ニ亘リ最モ熱誠ニ又最モ慎重ニ尚且最モ公平適実ナル審議ヲ遂ケラレタル各委員ノ労苦ニ対シ感謝ノ意ヲ表シ、併テ各委員ノ意見トシテ希望セラレタル事項ニ付テハ参考ニ資スル見込ナリ、尚賢明ナル各位ハ社会ノ先覚者トシテ将来税務行政ノ為ニ、又国家ノ為ニ益々貢獻セラレムコトヲ切望スル旨挨拶ヲ述ヘ、午前十時四十五分本調査委員会ヲ閉会セリ

〔別冊出席者名簿は省略〕